

官報

昭和六十年四月十二日

○第百二回参議院會議録第十二号

昭和六十年四月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

昭和六十年四月十二日

午前十時開議

第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 中小企業倒産防止其済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、緊急質問の件

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

関嘉彦君から海外旅行のため明十三日から九日間、山田勇君から海外旅行のため来る十五日から十二日間、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号

請暇の件 緊急質問の件

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、緊急質問の件についてお諮りいたします。

鳩山威一郎君、竹田四郎君、田代富士男君、市川正一君、井上計君から、それぞれ対外経済問題に関する緊急質問が提出されております。これらの緊急質問を行うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。鳩山威一郎君。

〔鳩山威一郎君登壇、拍手〕

○鳩山威一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、政府の対外経済政策について、総理並びに関係大臣に若干の質問を行いたいと存じます。

去る四月九日、全世界の注目を浴びる中で政府は対外経済政策を発表されました。その発表に当たって、中曽根総理御自身パネルをお使いになつてテレビを通じて国民に理解と協力を求められたことは、長くこの問題に取り組んできた者の一人として深く感銘した次第であります。

昭和五十六年十二月以来、今回の対外経済政策は七回目になります。日本政府としては、対策を講ずるたゞにと多大の努力を払ってまいりましたが、残念ながら諸外国に感銘を与えるほどの評価を獲得できずに終わったとも言えましょう。過

去三年間に六回にわたる対外経済政策がいわば小出しの措置であったこと、日本の関連産業に痛みの伴うものでなかったこと、措置の実現に時間がかかったこと等々の批判がありますが、昨今における日本側の貿易収支の史上空前の黒字、逆に言えば米価の赤字の増大、その幅が縮小せず、拡大に向かつていくことに不満の根源があるものと考えられます。

既に米上院では全会一致で対日報復決議を採択しており、対日報復法案が上院財政委員会十二対四で可決されている環境のもとで行われた今回の措置が効果あるものであるためには、大変な苦心と英断を要することはもちろんであります。一國の指導者である総理の確固たる姿勢が何より重要であります。

今回の中曽根総理の姿勢に対し、早速、米政府から、高く評価するとの意思表示が行われたことは喜ばしいことであります。しかし、問題はむしろこれからであり、この七月までに取りまとめる予定のアクションプログラムの内容いかににかかっていると思われませんが、総理のこの問題に取り組まれる決意のほどを承りたく存じます。

私は、本年三月初旬、社会党、公明党、民社党、新自由クラブ、社民連の同僚議員とともにワシントンを訪問し、米政府筋及び米議会議員と懇談する機会を得ましたが、既に対日批判の火の手は燃え上がっており、当方の主張には聞く耳を持たぬという空気でありました。一様に日本の市場開放を強く要望しておりました。私たち一行は、日米間のいわゆるパーセプション・ギャップ、認識の相違を強く感じたのであります。

アメリカ側は、日本の市場はアメリカ市場に比べ閉鎖的である。日本の対米製品輸出は大幅に増加しているけれども、アメリカの対日製品輸出は微々たるものである、これはアンフェアではないかと主張するのであります。日本側は、我々の市場は十分に開放されているのだ。農産物についてはある程度の自給を確保しなければなら

ないから保護が必要であるが、工業製品についてはほとんどの品目が自由化されており、関税率も低い。貿易黒字の増大はドルの異常高にあると主張して、話がかみ合わないものであります。このパーセプション・ギャップの存在は日米間の友好関係から見てもことに残念なことでありまして、お互いに相手方の立場を考える度量が必要だと考えます。

このギャップ解消のため、日米双方から代表を出して、いわゆる賢人会議が持たれ、二度にわたって報告書が提出されました。その内容には、農業関係等難しい課題を含んでおりますけれども、歴代政府は余りこの報告書を重視したとは思われません。政府間のみならず、議員間あるいは民間の意見の活発な交換が必要だと考えます。総理におかれてもこのギャップ解消に御尽力をお願いいたします。

次に、従来の対策が、えてしてアメリカに向いたものだとして欧州では冷たく受けとめているほか、ASEAN諸国も、骨なし鶏肉の関税引き下げなど具体策に乏しく、アメリカとの差別を訴えております。政府としてはこれら関係国への理解を得るための方策をどう考えておられるのか、総理のお考えを承りたいと存じます。さて、対策の内容に入って伺いたいと存じます。

我が国が今後とも世界の中の日本として生存し続けていくためには、世界各国との友好的な経済関係を維持し、世界貿易を発展拡大していくことが必要であります。このため、各国との間に経済摩擦が生ずることもある面においてはやむを得ない必然的なものもあると存じます。いわば我が国の生存に終生つきまとうものであるからには、ある程度の将来を見通した中長期の対応が必要と考えます。

その観点から、対外経済問題諮問委員会の報告は評価できるものと考えます。同報告には今後の我が国の政策運営を考えるに当たって重要な指摘

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号

緊急質問の件

三五六

を多く含んでおります。特に、原則自由、例外制限の視点に立った市場アクセス改善のためのアクションプログラムについては、我が国が自主的、積極的に国際的に開かれた日本を形成していく上で極めて重要であると考えますが、政府はこれをどのように策定し、実行していくお考えでありますか。

また、政府の対外経済問題への対応を一層実効あるものとするためには、この諮問委員会を今後とも継続して開催し、具体策を審議願うことが妥当と考えますが、政府の方針はいかがでありますか。

そこで、今回の対外経済対策の内容は、日米首脳会談で合意した電気通信機器、医薬品・医療機器、エレクトロニクス、木材製品のいわゆる四分野を初めとして、関税の引き下げ、基準・認証、輸入検査手続の改善、製品輸入の促進、金融資本市場の自由化等について幅広い対策が盛り込まれております。

御案内のように、我が国の五十九年の貿易収支は四百四十二億ドルの黒字、一方、米国の一九八四年の対日貿易赤字は、米国の数字で三百六十八億ドル、前年比七〇％の大幅増であり、今年も対日貿易赤字の拡大傾向は変わらない、このままのペースでいけば四百八十億ドルになるとも言われております。このような拡大傾向のもとでは、日米の貿易アンバランスの是正の観点からは今回の市場開放対策の効果は余り大きなものにはならないと考えられます。日米貿易のアンバランスの拡大は、むしろアメリカの高金利とドル高にあると言われております。金融の自由化に伴い、日本の長期資金の流出は昨年十二月には一月で八十億ドルを超え、極端なドル高をもたらしました。政府としてはアメリカの高金利を正を粘り強く主張すべきであります、いかがでありますか。

次に、アンバランス是正のためには内需を拡大することが必要であります。

特に、昭和六十年度の公共事業については、厳しい財政事情のもとで、社会資本の着実な整備のため工夫を凝らして対処してきたところであります。日本の国内経済としては理解できまうと思ひますが、国際的な観点からは問題があると思ひます。政府としては、民間活力の導入に努力されておりますが、住宅や下水道等生活関連の公共投資の拡大を図るべきではないでしょうか。

次は、木材関税の問題であります。この問題は、川下の合板工業から川上の林業に至るまでの体質改善を伴うことになり、大きな政治問題となりました。

申すまでもなく、我が国の経済社会において森林と山林の果たした役割は、国土保全、水資源の涵養等まさに大きいものがあります。しかるに、近時、森林・林業及び木材産業は不振に陥っております。今まさにその活力を回復しなければならぬ時期にありまう。かかる事態の中で、今回、おおむね三年目から針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税の引き下げを行うべく前向きに取り組むことが決定されましたが、これに對し、政府は森林・林業及び木材産業対策をどう講ずるのか、財源問題を含めて政府の方針をお伺いしたいのであります。

続いて、農産物の市場開放問題について伺います。農林水産物については、我が国はこれまで誠意を持って輸入の拡大に努めてきております。例えば食料農産物の自給率は七二％、穀物自給率は三〇％と極めて低い水準にあり、木材の自給率は三〇％にすぎません。それにもかかわらず、農林水産物について際限のない要求が次々に出され、関係者は非常な不安に陥っております。今後とも農林水産物に関する要求も強まると思われまう。我が国としては、食糧自給を確保する上から、できないことはできないと明らかにすることが大切であるとありますが、総理の御決意のほどを伺いたいと存じます。

次に、製品輸入の問題についてであります。輸入品に対する国民の理解のため、総理の記者会見でも国民への協力を訴えられたところであります。私は、この点について、昭和四十六年に実施されたコンピュータの自由化が、当時恐れられていたIBMによる支配をもたらすことなく、我が国のコンピュータ産業の発展をもたらす原動力になったことを指摘したいと思ひます。

対米自動車輸出自主規制の延長については、貿易アンバランスの拡大を防ぐ観点から、議論はいろいろありますが、日本が自主的に決めた点を特に評価したいと思ひます。

電気通信分野については、三カ月に及ぶ日米交渉により決着を見たことは歓迎すべきものであります。特に、民間企業による外国の通信衛星の購入に關し日本輸出銀行の輸入金融を認めることとしており、評価するものであります。

今回の日米貿易交渉のあり方で、早くまとまる予定であった日本航空貨物のアメリカ乗り入れの日米航空交渉が中断しております。日米航空協定で互恵平等をうたいながら、いつまでもこの問題を放置し、最近では市場開放問題と絡めてきておるよう思ひますが、かかる米側の態度はアンフェアと考えますが、政府としてはどう考えられておるか、承りたいのであります。

最後に、日ソサケ・マス漁業交渉が難航していると報道されておりますが、漁期が切迫しておりますので、政府は全力を挙げて解決に努力していただきたいのであります。

終わりに、我が民族は、単一民族として、島国の中で人種的な対立や宗教的な争いもなく、日米安保条約のもと、戦後ひたすら経済復興に専念し、世界の自由貿易体制のもとでその恩恵を受け、貿易立国、国際国家日本を築いてまいりました。今回、世界的な経済摩擦が生じておりますけれども、この際、我が国に対する正当な批判には率直に耳を傾け、改めるべきところは改め、主張すべきところは主張して、長期的展望に立った互恵的な交流関係を増進して、貿易立国としての安定した進路を真剣に見出すべきであります。

その観点から、私がこの際特に主張したいことは、対外交渉は政府の専権事項としても、議会、特に長い任期を保障された我が参議院こそ、本件のごとき根強い、不可逆的な国際問題を真剣に検討し、国際協調の中で果たすべき責務と守るべき国益を展望して、政府に示唆すべき役割があると存じます。これが国民の期待にこたえる道であり、新しい参議院の使命であることを申し述べまして、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 鳩山議員にお答えをいたします。

第一問は、経済摩擦に關する基本的認識の問題でございます。

このようなことが起きましたのは、やはり貿易収支の不均衡、あるいは我が国の市場が閉鎖的である、あるいは特に最近におきまして日本の輸出のアンバランスということが顕著に出てきた、こういう問題があるように思ひます。我々は、あくまで自由貿易を堅持することが国益の基本であるという考えに立ちまして、この際、調和ある対外経済政策を打ち出してこれを打開しようと思ひたのでございます。やはり我々日本民族といたしまして、日本が不公正である、アンフェアであると言われることは非常に残念であります。このような誤解や批判は、どんなことがあっても我が民族の名譽にかけて拭きなければならぬ、我が国の国益を踏まえて、みずからの決意においてこれらの政策は推進すべきものであると存じます。

それは、一面におきましては、ニューラウンドを今米国のほかとともに協力して推進しておりますが、保護主義と徹底的に闘おうとしている我が国の現状から見ましても、このような貿易政策を展開することは非常に必要である、そのように

考えまして実行したものでございませう。

次は、日米間のパーセプション・ギャップの解消の問題でございます。

いろいろの原因もございませうけれども、一つの大きなものの中に、私は確かにパーセプション・ギャップというものがあるように思ひますし、その中の一つとして、日米両国の国情の相違というものもあるように思ひます。

つまり、日本の場合は二千年の歴史を有するいわば千年近くというものは律令国家体制でありまして、政府は国民を保護する、言いかえれば護民官的立場にあつたのが我々の今までの行き方です。しかし、アメリカの場合は個人主義で、契約国家でありますから、個人が中心になって、個人の責任において物は処せられるという国柄でございます。そういう面から、日本の政治の体系といひましたら、洪水の問題でも公害の問題でもそのほかの問題でも、ともかく政府が国民を保護して守っていくという形でございませうから、ややもすれば規制、統制が強いのであつて、個人の選択や責任やインシアチブというものが後退してゐるという要素がある。アメリカの場合は、個人の責任やインシアチブが強いものでございませうから、もし損害が起これば会社に訴訟を起こして損害賠償を取つて、政府に訴訟を起こすというケースは余りない。すべては訴訟で解決するという考えですから、アメリカは弁護士が五十五万人もいます。日本は一万五千人という状況で、こういう基本的な問題も一つにはあるのであります。

しかし、これだけ日本が経済大国になりますと、国際水準に合はしてやらなければ世界に通用しないという段階にもなつてきました。したがひまして、最小限に公共性を維持するという点は確保しつつ、一面においては、やはり原則自由、そして例外的に制限をするという方向に強く出て、国際水準並みの国家になっていく必要がこれから二十一世紀にかけて日本に不可欠であります。そういう意味において今回の措置もいたしたのでございませう。

ます。

次に、貿易摩擦の問題、これに対する政府の政策の反響でございますが、一言で言えば、一応は歓迎すると、しかし期待と失望感が織りまざつて、今後の日本の努力を見守るというのがその態度であると思ひます。

目下、OECDの閣僚理事会がございまして、日本からは安倍外務大臣あるいは企画庁長官が出席して、日本の立場を今懸命に説明しておるところでございますし、また、本年六月には日本・ASEAN経済閣僚会議も東京で開催の予定でございます。個別品目の関税引き下げに係る決定は、そういう意味におきまして本年前半に行うと今度の決定に書いてあるところであり、ASEANの要望も十分念頭に置きつつ、国内政策との調和のもとに、理解が十分得られるような努力をしてまいらうと思ひます。

次に、アクションプログラムをどういうふうに進捗するかという御質問でございますが、政府といたしましては内閣に推進機構をつくらうと思つております。これは党と一体となつてつくつてまいりたいと思ひますし、各省庁におきましても次官、官房長を中心とする作業グループをつくりまして、各省庁の仕事全般について点検を行つて、先般の声明あるいは政策に合うような見直しを行うようにしていきたいと思つております。

次に、市場開放政策の効果でございますが、私は、事態は一層改善されると信じてまして、米國及び諸外国からの輸入の増加も期待され、そしてある程度の評価が得られるものと思ひますが、これも我々の努力に一面かかつております。しかし、一面において、内外の為替相場の問題あるいは景気動向の問題、あるいは先方の日本に対する輸入努力の問題、こういう問題もあることは明らかでありまして、それらの情勢もにらみつつ、弾力的な政策で所期の目的を達するようにいたしたいと考えておるところであります。

米國に対するドル高は正の御質問でございます。

が、この点はまさにそういう面も強くあると思つております。したがひまして、高金利ドル高の是正、それから議会内保護主義の抑止、それから米國側における輸出努力の要請あるいはユニタリー・タックスの撤廃等、主張すべきものはあくまでも主張してまいらうと思ひます。

次に、農林水産関係、木材産業への対策の御質問がございまして、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるために、木材需要の拡大、木材産業の体質の強化、間伐、保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずることとして、具体的内容を検討しておるところでございます。予算上の扱いにつきましては、財政当局と農林水産省との間で今後協議してまいらうと思ひます。私といたしましては積極的に特別な考慮を持つて推進してまいりたいと思つておるところでございます。

農林水産物の市場開放の問題でございますが、食糧、木材等国民生活にとって最も基礎的な物資の供給を初め、国土、自然環境の保全等極めて重要な役割を農林水産業は果たしております。さらに、地域社会における就業機会の提供あるいは地域経済社会の健全な発展の上にも不可欠の仕事をおやりになつていただいております。したがつて、農林水産業の対外経済問題の対応に当たりましては、一面において関係国との友好関係に留意しつつ、国内農林水産物の需給動向等を踏まえ、我が國農林水産業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本原則であると考えています。

最後に、日ソ漁業交渉でございますが、政府としても漁期が間近に迫つてゐることを十分認識いたしております。今次協定の締結は我が國のサケ・マス漁業に重大な影響を及ぼすものであり、安定漁業の確保を目指しつつ、早期妥結に向けて全力を尽くす所存でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は内閣拡大の問題でございます。

我が國経済は設備投資など国内民間需要を中心とする自律的拡大局面にありまして、他方で、我が國財政は御案内のように巨額の公債累積を抱えております。そういう厳しい環境にあることを考えますと、いわば景氣拡大に財政が積極的な役割を果たすという状況には今日残念ながらございませぬ。また、従来から、行財政改革を進めながら景氣にはできる限り配慮した財政運営を行つてまいつておりまして、先般成立した財政運営法は六十年年度予算におきましても、一般公共事業の事業費に御指摘のとおりいろいろな工夫を行うことによりまして、前年度を上回る水準を確保しておるという状態でございます。今まさに予算が通つたばかりでございます。したがつて、今日の時点で、これ以上公共投資をさらに拡大するということがお答えする環境には今日ございません。(拍手)

〔國務大臣佐藤守良君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤守良君) 鳩山議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、木材製品の関税問題と林業、林産業の振興対策についてでございます。

現在の森林・林業が置かれた厳しい現状を見ると、単に合板業界の体質改善のみならず、中長期的視点に立つて木材産業及び林業を通じた対策を進める必要があると考えております。このため、森林・林業及び木材産業の活力を回復させる観点から、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、間伐、保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずることとしており、現在鋭意検討中でございます。

また、今回の対策のほか、二十一世紀に到来が予想される国産材時代に備え、まず第一に、木材のよさの普及啓蒙を図り、木材の需要を拡大することとし、さらには造林、林道等の林業生産基盤の整備と林業地域の活性化等各般の施策を積極的

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号

緊急質問の件

に推進してまいる所存でございます。

次に、農林水産物の市場開放問題につきましては、関係国との友好関係にも留意しつつ、我が国農林水産物の健全な発展との調和を図って対応していくことが重要であります。したがって、我が国農林水産物の体質強化を図りつつ、諸外国に対してはこれまでの市場開放措置や我が国農林水産物の厳しい実情等について十分説明し、その理解を得ながら慎重に対処してまいる考えでございます。

次に、日ソ漁業協力協定交渉についてでございますが、本交渉につきましては、その第六回目が現在モスクワで行われておりますが、サケ・マス等の公海漁獲に関しまして、海洋法条約を基礎として初めて二国間で協定をつくらうという交渉であり、法律的に種々難しい問題があつて交渉は難航しております。本交渉につきましては、本年のサケ・マスの漁期に間に合うかどうか微妙な段階にございますが、できる限り早期に解決が図られるよう最大限の努力を傾注してまいる考えでございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、去る九日に発表された対外経済政策について、中曽根総理初め関係各大臣にたいししたいと思います。

一九七〇年代以降、日米間には繊維、鉄鋼、カラーテレビ、自動車等々の貿易摩擦が起きましたけれども、今回はそれが尖鋭化したとして、貿易戦争とまで言われ、対日報復決議が米両院で可決されるまでに至ったことは極めて遺憾なことでありました。米国会が大国の矜持を持って今後冷静に対処されていくことを強く望んでやまない次第であります。日米友好を基本としてきた国民にとっても、まさに驚天動地のことであり、今後の両国関係について不安を禁じ得ないのであります。

まず第一に、日米貿易摩擦の真因について国民に明らかにしてほしいのであります。

その一は、日米の経済、貿易関係において自由世界第一位と第二位のシェアを持つ両国がお互いに競争関係に立っているのではありませんから、ロン・ヤスの個人的な友人関係とは別個なものであるとして、差別をすべきであると思ひます。今回の米国議会の感情的な議論の横行は、本年一月、総理とレーガン大統領の間で何か約束され、それが日本の国内情勢の関係を果たされない結果が感情的な結果になったのではないかと。総理は昔から大要格好よさを求める癖があつたように思ひます。木材関連関税のことなど約束しなかつた方がよかつたのではないかと。こうしたことについては今後日米の交渉の中にある得るわけでありまして、安易な約束は避けてほしいと思ひるのであります。

その二は、米国の対日貿易は主として米国の経済の構造的な要因によるものであつて、日本が故意に市場を閉鎖し、不公正な競争をして無理やりに商品に米国の市場に押し込んでゐるのではないと確信をいたします。米国のバックス・アメリカカーナの夢に酔つて安逸をむさぼつてゐる限り、輸入国や債務国に落ち込んでしまふはずであります。今回の対策によつても日米貿易のバランスが急激に回復することはあり得ない。米政府の高官たちが、市場開放の実績が数字であらわれることが重要だ、規制がなくなれば日本の輸入は百億ドルはふえるなどと放言しておりますが、そんなものではなくて、アメリカ自身が冷静に足元を見詰め、貿易赤字の改善に努力するように自覚してもらうことが必要と考えますけれども、総理はどう考えますか。

その三は、日本市場は閉鎖的であるという米国の言ひ分、閉鎖性の内容は一体何なのか明確に分析をして、即時に解決すべき点、時間をかけても解決すべき点、日本の生活慣習の相違によつて評価が異なるもの、相手側の誤解によるものかどうか

かを明確に国民に示して、国民の協力を得るよう努力すべきであると考えますけれども、どうでしょう。

私は、この封鎖性のかかりの部分は、関税障壁というよりも手続や基準・認証の煩雑さや細張り争ひによつて、手続や決定の遅延あるいは判断の相違等に基づくものが大部分を占めてゐると思ひます。こうした官僚制のセクショナリズムは、米国民のみならず、日本の我々も全く迷惑を求めていることであり、行政改革の中でその改善を求めていくべきものであります。とりあえず、この貿易事項については、総理の直轄のもとに各省庁間の連絡調整、統括が早急かつ適切にとることのできるような組織を設置して改善すべきであると考えますけれども、総理はどう考えますか。

第二に、政府の今次の対応によつて貿易摩擦の戦争は鎮静に向かう見通しを持てゐるかどうか、お伺いをしたいのであります。

ボン・サミットやASEANの経済関係委員会における対日批判を一時逃れようとするような行為は万々ないことを明言すべきであります。今次の対策も基本的な方針を欠き、今まで同様な小出しのものであり、合板関税対策にしても、行動計画の実施内容やその目標にしても極めてあいまいであり、言葉の羅列だけに終つてしまふ危険を感ずるのであります。

まず、河本特命相にお伺いをいたしますけれども、この対策だけで日米貿易赤字の解消の効果はどのくらいあるのか。高官などは二、三十億ドルとしか言つておりませんか。もし実効が上がらないうことではあれば、アメリカは約束違反として一層対日報復の挙に出でることが予想され、事態は一層悪化する心配もあるわけでありまして、どう評価されるか、御答弁ください。

その二は、今回の行動計画を対象期間三年以内、策定は本年七月末としておりますけれども、行動計画が実施に移された結果、市場開放の姿が

一体どうなるのか、日米の貿易収支の姿や数字はどうなるか、今明らかにして、その線に向けて進んでいくべきであると思ひますけれども、そうした面について御答弁をいただきたいのであります。

その三として、ただいまの行動計画の実施につきましても、木材関連製品の関税の引き下げにしましても、実施の内容、時期が不透明な上に、期間的にも長過ぎるのではないかと思ひます。アメリカの議員はむしろ即効性を求めているのではないのでしょうか。最近の米国の経済成長率はダウンさせており、双子の赤字によつて急速に債権国から純債務国に転化をし始めてゐるのであります。景気が停滞し、失業率が高まつたりインフレになるような兆候が強まれば、たとえ一時的に日本の対策を理解し忍耐したとしても、いつまでも持続することは不可能でありまして、この分がまた対日反感となつてはね返つてくることは明らかであると思ひます。それとも、三年を待たずして今次の対策は顕著な実効を生むと考へてよいかどうか、この点についても御答弁をいただきたいのであります。

第三番目には、貿易摩擦の解消策として内需中心の持続的成長、投資、経済協力の拡充等を中心に私の意見を申し述べ、政府のこれに対する対応をお聞きしたいと思ひます。

総理は、五月初旬ボン・サミットに出席をして自由主義諸国の最高首脳と話し合われる予定であるようにありますが、アメリカは今日衰へつつあるとはいへ、自由世界に絶対的な影響力を持った経済大国であります。その運営を誤れば世界の経済は恐らくひっくり返つてしまふであらうと思ひます。レーガン大統領に対して、経済運営について、防衛費の増加による赤字の増加とか高金利だとかあるいはドル高を解消するように、経済政策についてしっかりと節度を守るように提言するのがロン・ヤスの関係ではなからうかと思ひますのであります。一体どうでありましょうか。

昭和六十年四月十二日 参議院会議録第十二号

緊急質問の件

また、あなたは、テレビで格好よく外国製品のキャンペーンをしておりますけれども、私は、一人が百ドル買えば百二十億ドル輸入がふえるなどというところは、どうも小学校の教室の算数の勉強のような気がしてしょうがないのであります。このことは、百ドルで買った輸入品が小売店で私どもドルに換算して一体百ドルで買えるというのでありましょか。港に着いてから小売店へ行くまでの流通経費というものは政府がその分ひとつ出していただいて、大値引きの外国製品のパーゲンをやるといふおつもりであるのかどうか、この辺は明確にお答えをいただきたいと思うのであります。それでないと数字が合いませんので、この辺は明確にしたいだきたいと思ひます。

国の内外の識者が一致して言っていることは、日本政府は内需の拡大をやれということであります。しかし、政府はもっぱら緊縮財政にのみ固執しております。民間設備投資の伸びによって日本経済の景気の特続の可能性があると政府は樂觀をしておりますけれども、確かに民間設備投資は伸びております。しかし、その内容を見ますと、六割から七割は輸出関連であります。ここに幾ら力を入れてもやはり貿易摩擦の悪循環が来るだけであります。また、政府はいろいろ年金や健康保険で国民の財布のひもを締めさせるようなことをしておりますけれども、これでは私は内需の拡大はなかりと思ひます。国民に財布のひもを締めさせないような施策を要求するものであります。

また、景気に関連して一番大きいことは、国民消費支出を大幅にふやすことであります。そのことは中小企業の繁栄につながっていくものでありますから、国民消費支出を大幅にふやす対策をとるべきであります。

また、今日の大企業を見ますと、営業利益を大変上げております。アメリカに投資して金融利益も大変上げています。アメリカから、このことによつて貿易摩擦が起きていたならば、今まさに春闘の真っ最中であります。その点では、

総理は泥をかぶつて、もつとひとつ大企業に大幅な賃上げをやれというような意思を表示すべきではないでしよか。そのことによつて初めて総理のおっしゃる外国製品をたくさん買ふことが出来るわけでありますから、そうした点を財界にも申し述べるべきであると思ひますが、総理、労働大臣の御意見を承りたいと思ひます。

それから時間がありませんから簡略に申し上げますけれども、地域別最低賃金の問題というのは、経営者団体の意見に阻まれてなかなかこれが上がっておりません。この地域別最低賃金を中心として中小企業の賃金ができていくわけでありますから、当然これは引き上げるべきであると思ひます。また、同時に週休二日制などの労働時間の短縮も図るようによすべきであると思ひますが、労働大臣の御意見を承りたいと思ひます。

それから大蔵大臣にひとつ、私も今まで要求しておりますところの一兆円の所得減税、住民税あるいは政策減税を年度内にやられるように要求をいたします。同時に、公共事業につきましても長い間ストップがかかっているわけでありますから、特に生活関連の公共事業に力を入れるべきであらうと思ひます。

以上、輸出依存から内需拡大への転回は緊急中の緊急の対策であります。政府はどうなさろうとしてゐるか、御意見を承りたいと思ひます。

他方、新しい輸出市場の開拓ということに私もは努めていかなければならぬと思ひます。

その一つは東西貿易。私は、日本の商品を見ても、あるところの特に東欧、ソ連との貿易体制というものを早急ににつくっていくべきであらうと思ひます。

次の点は、ODAの援助をふやして、LDCのようなまだおくれにゐる国々の経済力を高めて日本の将来の取引の対象に大きくしていく、このことを考えるべきであります。

第三番目に、コムの体制というものは、本当にコムができた当時の体制になつていないと私は

思ひます。共産圏への商品や技術輸出を阻止するというのではなしに、むしろ自由圏の中で商売がたきの商売を妨害する、こういうためにコムが使われている事実は大変たくさんあります。また、日本の国内で国民一般に使われているようなもの、これはICが入っているからだめだという形で貿易が妨げられている例が極めて多いのであります。こうしたコムというもののから脱却して、そして自由な市場を拡大していくようなことをしていくべきであると思ひますけれども、総理、通産大臣の御意見を承りたいと思ひます。

最後にひとつ消費者の立場から伺つておきたいと思ひますが、先ほども原則自由、例外制限、そういうような基本的な視点でこれから基準・認証をやつていく、こうおっしゃつておりますけれども、私も、今までJISとかJASとかそういうようなマークを見ながら商品を買つて、しかも安全だとか品質を保証されているということである安心して買ったわけでありますけれども、今度は一体こうした点はどうか。この点は消費者として非常に心配でありますけれども、電話機等を初めとしてそうした基準というものを別にしておくりになるのかどうか。この点も明確にお尋ねいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。失礼いたしました。(拍手)

〔国務大臣(中曾根康弘君) 竹田議員にお答えをいたします。〕

首脳会談における約束が今こで手形を落とさなければならなくなつたのではないかと御質問でございますが、私は、十二月の時点におきまして、このような事態が起こることを非常に実は憂えておつたのであります。

昨年、アメリカの大統領選挙の最中は、共和党側は、日本とはうまくいっているというところでこれは余り出さない。民主党側も、初めモンデールさんが出そうとしましたが、それではAFL-CIOのひもつきになる、そこの労働組合の影響

で言っているのだらうと言われる、それを恐れて民主党も出さなかつた。したがつて、選挙が終わればこれは一挙に出る、そういうふうな心配しておりましたら、果たせるかな十二月ごろからそういう心配が出ました。そこで、私はレーガン大統領と直接会つて、これをどういふふうな処理するか、先に先見性を持ってこれを処理する方法を相談する必要がある、そういう点もありまして、アメリカ大統領と正月早々会つたわけであつた。

それで、向こうからは四つの大きな問題点を指摘され、それらにつきましては、それでは事務次官等のハイレベルでこれを交渉して消化しなさい、そういう方法の設定を行つたのであります。中身をどうするかというところは交渉によつて決まることであつて、そういう方法でやろうと。これは実は円・ドル問題、資本、金融の自由化について竹下・リーガン会談あるいは大場・スプリングケル会談、こういうことを設定しまして、これがかなりの成功を見て、アメリカ側も満足したのであります。その先例を踏つて、そういう方式でやろうということを言ひまして、向こうも賛成をしてそういう場が設定されたのであります。

そういうような考えから、三カ月にわたつて事務レベルの交渉が行われましたが、その後議案がかなり感情的にあらうな決議もいたしました。結局は事務レベルで消化して、これは一応の妥結を見たということで、言いかえれば、アメリカの国民のフラストレーションや議案側の感情的なフラストレーションというものを、エネルギーを処理する場所をこういうふうな設定したと、そう考へるのであります。

こういうことをもしやらなかつたらどうなるかといへば、これは議会と議案がぶつかるというやうな形になります。ホワイトハウスも議会との間で非常に苦闘しておる、我々の方だつて、やはり議会の皆さんの御意向を尊重してやらなければならぬ。そういう意味において、あのようなハイレベルの場所をつくつたといふことは必ずしも

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号

緊急質問の件

三六〇

失敗ではない、そういうふうに自分では考えております。今後はこれをいかにして政策に実現していくかということをごさいます、それについて全力を注いでまいりたいと思っております。

こういう原因が起きたことについて、アメリカ側の責任はどうかという御質問でございますが、私は、今度の貿易摩擦については四つのポイントがあると前から申し上げておりました。

一つは、景気の成長のギャップであります。アメリカが先には景気が拡大いたしましたして、日本がおくれていきました。したがって、日本の商品がアメリカへどつと入るといふことは経済学上当然のことでございます。景気のずれが一つあります。

第二番目は、日本製品の非常な高生産性、高品質性というものがあつた。アメリカ側におきましては、高金利と高いドルという問題がございます。これが第二の原因ではないかと思ひます。

第三番目は、やはり残念ながら日本における市場の封鎖性というものもなきにしろあらずである。同時に、アメリカ側においては売り込み努力の不足というものも明らかなにある。これはこの間テレビで申し上げたとおりでございます。例えば医療器具等において、今まではアメリカから高性能の器具等が高い器具が、一億とか二億というものが参りますが、二つか三つぐらい同じ品物を持つてこいという。さもなくば検査しないというやうなことがあつたとか、あるいはさらに、それは合格してもその場で売れない、一たん持つて帰らなければならぬ。そういうような面があつたとか、考へてみれば極めて非常識と思われるやうな日本の狭量、封鎖性というものもなきにしろあらずであつたのであります。

また、一方においては、アメリカにおいては売り込み努力の不足で、これは前から申し上げましたやうに、日本の商人はアメリカへ行つてみんな英語をしゃべりけれども、アメリカの企業で日本語をしゃべって売りに来る人がいますかと、向こ

うにも私は言ひました。ことほどきやうに、そういうものもあるわけでありませう。一方的に日本の努力や日本の責任だけに押しつけらるべきものではないと思ひます。アメリカにおいては、ワシントン・ポストとかニューヨーク・タイムズというやうな新聞は、今回は極めて冷静で、アメリカの責任に帰すべき点が非常に多いと指摘してゐる。議会筋は、いや日本が悪いのだというふうな非常にフラストレーションが沸いてゐる。こういう現象があらわれました。我々がここで懸命な努力をすれば、アメリカ国民には冷静に我々の努力を考へてもらえるものと考へておりました。

第四が、先ほど申し上げました個人と国家との関係のいわゆる考へ方の相違であります。国の役割、そういう問題が先ほど申し上げたとおりある。日本の場合は、公害がひどくなつたり、放射能問題があつたりしましたから、政府が保護する責任を持つたという領域はかなり多い。これは昔からそういうものがあつた上に、そういう要素があつたわけでございます。政府も、洪水が起これば堤防が崩れる、それはすぐ訴訟をやられる、そういう面もあつたから、やはりいろいろな規格、基準をつくつておつた面もあるのです。しかし、こういう状況になりますと、公共性というものの確保は最小限にとどめて、許す範囲内においては、これはできるだけ国民の選択と責任に任ずる方向に移行すべきである。そういう国際的な基準に日本は今や移行すべき段階になつた、そういう考へに立つて今回の政策をしたのでございます。

特にまた、ニューラウンドを推進しているのは日本でありまして、自由貿易のこの成果を、最も恩恵を受けたのは日本でございます。今後ともそういう意味において自由貿易を推進するのは日本としての最大の利益の一つでありますから、現在アメリカと提携して、新しいガットの貿易交渉をやるやうと考へておるところでございます。そういうやさきでもございますから、日本は国際水準並みにやるべきことは今やならなければならぬ、そういう

うふうに考へておりました。もし万一課徴金のやうなものがかけられれば、これは日本の産業では相当打撃を受けてつづけるものも出ますし、不況や失業が一挙に出てまいります。そういうことを考へてみますと、多少苦しみがあつても、長い将来を見まして自由貿易を継続していくという利益から考へてみても、この若干の混乱や苦しみは耐えていかなければならぬ、そのように考へたところでございます。

今後の推進体制につきましては、内閣を中心にしまして、これをフォローアップする作戦本部と申しますか、推進中核機関をつくり、各省庁には次官、官房長を中心とした作業グループをつくりまして、党と一緒に推進していくつもりでございます。

次に、ボン・サミットでアメリカに対して言うべきことは言えといふことでございますが、もとより当然でございます。ただ、サミットというものは各国がみんな今問題を抱えておられます。アメリカは大きな財政赤字あるいは高いドルや高金利、ヨーロッパは産業調整が十分でないで非常に硬直性を持つて労働ストライキ問題等もまだある。日本の場合は輸出入の膨大なアンバランス、みんな問題を抱えておるわけでありませう。したがって、一国を批判するといふことだけではな

くして、みんな協同してインフレのない拡大的發展にどうして持つていくかといふ話を協同的に話し合うのがサミットの精神である、そのように思つております。

次に、福祉政策の後退につながるのではないかといふ御質問でございますが、来るべき高齢化社会の時代に備へまして、社会保障は国民生活の基盤として長期に安定して、有効に機能していくことは政策の基本でございます。特に、長期的安定、それから世代間の公平を維持するといふこの大命題を政府は果たしていかなければなりません。そういう考へに立ちまして着実な政策を推進

してまいります。

一人百ドルの発言でございますが、これはわかりやすく象徴的に、視聽覚時代に合うやうに私は申し上げたのでございます。しかし、あの言葉によりまして、最近、自分も何か買いたいという機運がかなり国民にございます。日本国民というのは実にありがたいものだ、ともかくそういうふうな我々がお願いをいたしましたら、みんなやはり自分も何かしようといふお気持ちをもちの方々が非常に多いといふことは、政府といたしましては感激のきわみでありまして、今後とも努力してまいらるつもりであります。

賃金問題につきましては、これは労使が自主的に決定するものでありまして、本年におきましては、労使が国民経済的視野に立ちまして、諸般の情勢を踏まえて自主的な話が行われております。今後ともそれが行われるやうに期待しております。ただ、政府といたしましては、景気の持続的拡大あるいは雇用の安定、物価の安定及び時間短縮等の問題につきましては、できる限り協力もしてまいりたい、そう思つております。

次に、貿易分野を拡大せよといふお話でございますが、西側主要国は東側との経済関係については安全保障上の観点も踏まえつつこれを進めていくべきであるとの認識を有しており、我々はこのやうな考へで推進してまいります。

最近、ソ連、中国からの引き合いがかなりふえてきております。我々はこれを大いに歓迎するものでございます。ソ連、東欧諸国との経済関係につきましても、このやうな考へに立ち、互恵平等の原則のつとめまして具体的案件につきケイス・バイ・ケースで対処してまいりたいと思ひます。特に、東西の融和状況を勘案しつつ、弾力的に対処してまいりたいと思ひ次第でございます。次に、ODAの問題でございますが、これはやはり国際国家日本として重点政策として取り上げべき問題でございます。六十一年度以降も新たな中期目標を設定して、引き続きODAの着実な拡

充に努力してまいるつもりであります。

次に、市場アクセス、基準・認証制と国民生活の安全性の確保の問題でございます。

原則自由、例外制限の基本的立場に立ちまして、例外の内容も必要最小限のものに限定するというのが先般の我が国の決定の態度でございます。消費者の選択と責任にゆだねるという方針のもとに、できるだけ早期にアクションプログラムを策定して遅滞なく実施したいと思っておりますが、しかし基準・認証制につきましては、やはりあくまで必要な公共性というものは政府として確保しておかなければならない。がしかし、今までの例から見ますと、個人の選択、責任の範囲をさらに拡大して自主性を持っていただく、そういう方向に積極的に進めていくべきである、そのように考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

(国務大臣河本敏夫君登壇、拍手)

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の対策は、緊急の市場開放、それから諮問委員会から答申を受けました中期的な抜本対策から成っております。

そこで、第一の御質問は、この緊急の市場開放によってどれだけアメリカの赤字が縮小するののか、こういう御質問でございますが、先ほど総理から御答弁のように、貿易には幾つかの要素がございますので、数字でこれを言うことはなかなか難しいと思っております。特に経済の激動期でございますが、昨年と一昨年を見ましてもアメリカの輸入が約一千億ドルもふえております。ことしはどれだけふえるかわかりませんが、先方は、赤字そのものは約三百億ドルぐらいはふえる、こう言っておりますから、多分輸入にして考えますと数百億ドルふえるのではないかと、こういう感じがいたします。要するに、アメリカ経済が急速に回復拡大をした、そういう背景のもとでの我が国からの輸入がふえたということでございますので、日本の国内の景気動向、アメリカの国内の景気動向等も関係いたしますので、数字で言うことは難しいと

思いますが、ただ、アメリカ側が特に希望いたしました四分野での市場開放はおおむね完了した、十分こたえておる、私はこのように理解をいたしております。

第二の御質問は、行動計画、アクションプログラムは何を目指すか、こういうことでございますが、これも先ほど総理の御答弁のように、原則自由である。原則自由という意味は、日本の工業製品などは競争力が非常に強くなっておるから、むしろ関税は全部ゼロにしたらどうか、こういう趣旨だと思っておりますが、制限することが例外である。こういう趣旨に立ってアクションプログラムの作成をいたしますが、なお、そのほか諮問委員会からは、内需の拡大の問題、為替に対する対策、それから外国との産業協力、技術協力、あるいはODA、すべての対外問題について具体的な答申をいただいておりますので、これらにつきましても三年をめどに問題点を軌道に乗せる、こういう方向で作業を進めてまいりたいと思っておりますが、なおその骨格は、このアクションプログラムも七月を目指して作成をいたしますが、他の分野につきましてもおおよそ七月を目指して作業をした、このように考えております。

それから第三の御質問は木材製品の関係でございますが、これは農林大臣から御答弁されるべき課題だと思っておりますが、便宜上私からお答えをいたしますが、なかなか難しい問題でございますが、思い切った国内対策を今後進めることにいたします。現在目指しておりますのはおおむね三年後というわけでありますから、六十二年度を目指しております。六十二年の四月から関税の引き下げが実現するように、そういう方向で今作業を行っておりますが、そのためには、来年の十二月の関税率審議会にかけましてこれを具体化したしまして、そして四月からの施行、こういう今順序を考えておるところでございます。(拍手)

(国務大臣竹下登君登壇、拍手)

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問の中の

まず減税問題であります。

厳しい財政状況のもとで、所得税減税が後世代の負担となります赤字公債の増発によって賄われるものであります。これは基本的にそう思っております。この問題は、今後の直接税、間接税を通じた税制全般の見直しの中で、我が国の所得税制をどうするかという観点から、広範な検討課題として取り上げられるべき問題であると考えます。

なお、個人消費につきましては、賃金の着実な伸び、また物価の安定等から緩やかな増加を続けております。今後においても、物価の安定、企業の収益の好調を反映した所得の増加などから増加基調で推移するものと見られます。

なお、所得税、政策税制問題につきましては、各党各会派の話し合いが行われることになっておりますので、この結論を尊重するということがもとよりのこととでございます。

次の問題は、いわゆる生活関連公共事業の問題であります。

六十年代公共事業予算は先般成立させていただいたわけでございますが、事業量の確保ということからしていろいろ工夫をしたところでございます。なかなか、国民生活充実の基盤となり得る社会資本の整備につきましては、従来からも配慮しておりますが、特に六十年代予算の執行に当たりますには配慮すべき課題であるというところはもとよりのこととでございます。ただ、御案内のように予算は今通過したばかりでございますので、言ってみれば、さらに今日の時点で拡充をするということを申し上げる環境にはございません。

(拍手)

(国務大臣山口敏夫君登壇、拍手)

○国務大臣(山口敏夫君) 本年の春闘の賃金交渉は、一昨日、鉄鋼、造船、電機、自動車、私鉄等民間主要企業の多くにおきまして昨年を上回る賃上げ率で解決を見ておるわけでございまして、政府といたしましても、今後とも景気の持続的拡

大、雇用の確保、物価の安定等周辺条件の整備に努めてまいると同時に、今春闘も、国民経済的な視野に立ちまして、特に私たちがいたしましては、政府見通しに近い線での労使の話し合い決着を期待しております。

また、地域別最低賃金の問題でございますが、大都市と地方、あるいは大企業と中小零細企業等の経済格差あるいは賃金格差がさらに広がることは、単なる経済問題だけでなく、大きな社会問題にもなるわけでございまして、国会等々の議論も踏まえ、労働省といたしまして真剣に研究すべき問題として受けとめております。しかし、この地域別最低賃金は御承知のとおり、公労使三者構成により各地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にいたしまして、各地域の賃金実態、物価の動向等を勘案し、慎重に審議の上決定されておるわけでございます。

また、労働時間の短縮につきましては、技術革新の急速な進展、高齢化の本格化、こういう中で五百万労働人口の増加が予測されるわけでございまして、労働者の生活の充実、国際化への対応とともに、長期的に見た雇用の維持確保の観点からも非常に大事でございます。特に竹田先生御指摘のように、労働時間短縮が生活余裕時間の拡大、これは消費機会を増大させ、内需を拡大するという側面も十分あるわけでございまして、ぜひこうした問題にも真剣に取り組みたいと考えております。

労働省といたしましては、週休二日制の普及促進、ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及等による年次有給休暇の消化促進等を重点に、労使の自主的な努力を奨励、促進することを基本に労働時間の短縮及び休日増加の問題につきましては、国会におきまして各党各会派の責任者により現在協議をされておる、その成果を期待しておるところでございます。(拍手)

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号

緊急質問の件

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) コム規制についての竹田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

我が国は、自由主義諸国の一員といたしまして、自由主義諸国の安全保障を確保するという観点から、国際協調の立場でコム規制を実施いたしております。コム規制は、各参加国同一の基準によって行われているものでございまして、その制限が国によって厳しいとか緩いとかいうことはございせん。必要に応じていろいろ規制範囲の縮小等も行つておるところでございまして、一例を申し上げますと、コンピュータにつきましては、コムのリストレジャーにおける申し合わせを受けて、我が国におきまして本年一月の輸出貿易管理令改正において規制範囲の縮小を行つたところでございしますが、今後もコム規制に對しましては今申し上げた方針で対応をしまいたいと思つております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党・国民会議を代表して、当面する対外経済問題に關して緊急質問を行います。

言うまでもなく、貿易立国としての我が国の立場は極めて明確であります。貿易によつて蓄えた経済力をもつて広く国際社会に貢献し、その責任を果たしていくべきが我が国の立場であり、同時に、国民がひとしく貿易の恩恵を受けることが求められており、私は、いずれの経済政策であれ、この二つの側面を忘れてはならないものと考えております。

去る九日、政府は、現下における海外との深刻な経済摩擦に對するために、総合的な対外経済政策を決定するとともに、総理の談話が発表され、みづから記者会見に臨まれました。

今日の経済摩擦の大きな原因に、日米の経済運

営における基本的考え方の違いがあるのではなからと思われまふ。ともに大幅な赤字財政を抱えながら、米國は供給面重視の立場に立ち、輸入増、高金利、海外資本の流入からドル高という形をとり、日本は内需の不足が一方で貯蓄の増大、他方輸出の拡大につながり、外需の伸長と資本の海外流出を招来し、円安という形をとっており、この経済運営のバタソンの違いが、共存共栄となるべきところが逆に、共存共栄とも言うべき経済、金融の摩擦を生じさせていると言えるのであります。

さて、今回の対策において盛り込まれた内容は、いずれも国内関連業界を初め、国内経済に大きな影響があることは避けられず、しかしその割には通商摩擦の解消への具体性と実効性に乏しいのではないかと指摘するあります。加えて、その実施が先送りになったものさへあり、従来の対策と何ら変わりがないとして、特に東南アジアからは大きな不満が出されております。

そこで、まず冒頭に、今回の措置についての総合的な効果について伺いたい。

今回の措置は、一言でいへば、米國の通信機器等の市場開放の要求を相当盛り込んだ市場開放策と言つてよい。総理は、市場開放に努め、保護主義と闘うのが日本の国是だと言ひ切られました。が、これによつて保護主義の台頭を抑止できるのか。また、特に米議會あるいはEC、東南アジアからの対日批判を根本から払拭することが可能だと考えているのか、あわせて総理の御所見を伺いたい。

河本特命事項担当大臣の指摘にもある、貿易不均衡の最大要因たる米國の高金利やドル高円安傾向が、この対策によつて是正されるわけでもあつて、この際、この根本問題について、政府はもっと強く是正を求めるべきと思うが、総理の対米要求の方針を伺つておきたい。

政府は、市場開放は原則自由、例外制限の基本的視点に立ちながら、政府の介入を避け、消費者の選択と責任にゆだねるとの方針のもとにアクシヨンプログラムを策定することにしてあります。対日批判の高まりの中、このアクシヨンプログラムこそもっと早期に策定し終えておくべきではなかつたのか。また、三年としていた対象期間を総理の在任期間と合わせるのが総理としての責任のあり方ではないのか、あわせて明確にしたい。

次に、製品輸入の拡大策について伺いたい。

総理は、記者会見の席において、どうぞ国民の皆さん、外国製品を買つてくださいと訴えられました。一人当たり百ドル、二万五千円ずつ買つてもらえば、輸入は百二十億ドルもふえると言われました。これこそまさに机上の空論の最たるものでないでしょうか。もちろん総理の例へ話であることは十二分に承知しております。また、たゞいまは、同僚議員の質問に對して、国民の皆さんも反応してくださつて感激のきわみであると、今の席で申されたのでございします。しかし、現在の平均的な親子四人の家計で、外国製品を毎年十万円も買ひ入れる余裕が一体どこにあるでしょう。総理、いかがですか。

しかも、総理も認められておるように、ちまたの声は、輸入品は高値であり、しかも日本製品に比べて品質の点で心配だと言ひます。輸入関連業者、総合商社は、総理の話を歓迎しつつも、かつての日本人が持っていた舶来崇拜がすっかりさめてしまつてゐる現状において通用するのかが疑問視してあります。

外国企業の製品の品質向上と、適正な安い価格が実現されなければ、製品輸入の拡大は容易に進めることができないのではないかと。また、そうだとすれば、品質の向上について、我が国としてどのように要求し、実現を図ることができるとのかと考えざるを得ません。通産大臣は、どのような製品について、いかなる輸入促進策を講じ、日本国内にいかなる需要と販路があると考えているのか、お伺ひしたい。

三六一

大蔵大臣からも所信を伺っておきたい。

また、関連して、台板の関税率の引き下げに歩調を合わせて行われようとする国内林業対策については、補助金のあり方、赤字問題の解消策のあり方等について批判もないわけではない。農水大臣の御所見を伺いたい。

最後に、来る五月二日から始まるボン・サミット参加について、総理の基本方針と決意を伺いたい。

先進国の一員として、また大幅黒字を抱える我が国の総理として、サミットに臨むに当たっては、そのテーマの一つと考えられる保護主義の台頭に対して自由主義社会の発展のためにいかに対処するかという真摯な討議が期待されることであるが、これに関連して、当然我が国の大幅黒字が粗上に乗るものと思うが、いかなる基本方針と決意で臨むのか。また、そうした経済の発展もつまるどころ、いかにして国際社会を平和にしていくなかというところに尽きるのであり、サミットに臨むに当たり、反核、軍縮と世界平和について総理はいかに訴えられるのかあわせてお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 田代議員にお答えをいたします。

まず、対外経済対策と保護主義の抑止の問題でございます。

我々はあくまでもインフレなき世界経済の持続的拡大、これを考へて努力してまいりたいと思ひます。貿易は拡大均衡が望ましい、そういう方向で努力していくつもりなのでございます。特に、保護主義の抑止につきましましては全力を注ぎ、ニューラウンドの推進につきましましては、関係各国と協調いたしまして目的達成に向かって努力するつもりでございます。

対日批判の払拭の問題でございますが、先ほど来申し上げましたように、一応歓迎する、しかし期待と失望が入りまじって、今後の努力を見守る

と、そういう点でございます。アメリカ側における先般のプラスチックの増大、特に議会におけるそのような現象を誘発した一つの原因は、実は自動車に対する輸出規制の問題があったと思われまふ。日本側といたしましては、レーガン大統領が六十年におきましてはこれはもう自由にする、と声明したのを見まして、いかなる対策を講ずべきであるか、非常に苦慮し、情報もと、政策を練つたのでございます。

しかし、あのときの時点におきまして、日本側の各社からどの程度の輸出が行われるかという数値をとりましたところ、二百七十万台を突破する数字が出てきたのでございます。これではもう物すごい、百万台近くの自動車の増大につながる。特に、ほうつておけば四月、五月は集中的に駆け込みをやるであろうと、そういうおそれがあり、そのことになれば、アメリカの議会において今審議している最中、四月、五月という重大なことになることのような輸出の急増が行われたらばいかなることか起こるであらうかということを実は考えたのでございます。

もう一つは、いわゆるキャブタイプ・インポートと称せられるアメリカのGMとかクライスラーと提携している日本側の会社のジョイントベンチャーがございまして、これらは量の増大を強く求めておつたわけでございまして、対米関係も考慮してそれらに対する増大も多少考へてあげなければならぬという情勢もございまして、そういうようないろいろな面を考慮いたしまして二百三十万台目標という数字を決めたのでございまして、これがアメリカ側におきましては、こういうことをやることによつて日本の市場、マーケットを開くことを回避しようとしたのではないか、そういう誤解を与えたということもございまして、これは非常に残念な誤解であります。

もう一つは、昨年に比べて二四%の増大というのは余りにも数量が大き過ぎるではないか、そういう批判もございました。これらは我々の観測違

いと言へば観測違いでありますけれども、どうしても輸出量を来年、ことに比べてそれほど増大させないようになりたいという、いわゆる秩序ある輸出、集中豪雨の輸出を避けるという念願から実はやつたのが裏返しに出たという面がありまして、我々のミステークと言へばミステークであります。また、甚だ残念であり、その点の誤解は解くように今懸命なる努力をしておるところなのでございます。

ドル高は正そのほかアメリカに対する要求につきましては、先ほど来申し上げましたとおり、言うべきことは堂々と申してまいらるつもりでございます。

さらに、いわゆるアクションプログラムの策定期間の問題で、私の任期と合わせてやるべきではないかという話でございますが、これは今回総合的政策を決定する、そういう意味におきまして、それと同時に原則を確立するといふことを行いまして、そして具体的政策は三年以内という目標を立てました。これは政府・与党一体になつて行つたのでありまして、自由民主党政権が続く限りは私の任期にかかわりなく行われるものでございまして、御心配なきようをお願いいたします。

次に、一人当たり二万五千円というのは高過ぎはしないかという御質問でございます。

先ほど来申し上げましたように、象徴的に申し上げたのでございまして、一人当たり百ドルといふと、これは五十九年の可処分所得で見ますと約二・二%に当たります。まあ日本品にかえて外国品を買つてくれというのですから、消費支出は別に増大するわけではない、代替が行われる、そういうふうにも考へたところでございますが、別に強制するものではなくして、できるだけ御協力をお願いいたしますと、そういう意味なのでござい

ます。次に、内需振興策につきましては、着実な拡大がさらに行われるように今後とも弾力的な政策を

実行してまいらるつもりでございます。

さらに、台板企業あるいは林業政策の問題でございます。関税の引き下げを行いますと、深刻な不況下にある台板業界に影響を与えることは十分考えられるところでありまして、これらに対する対策はある程度期間をかけて行い、関税問題もそういう意味におきまして若干時間的余裕をいただいで行いたいと考えております。

森林・林業政策、木材産業政策のためには、木材需要の拡大あるいは木材産業の体質強化、間伐、保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたつてとることとしております。これにつきましては、特にいわゆる別枠という表現はしてございませぬけれども、所要の対策を特に講ずると、そういうふうな重点的、前向きにこれは表現しておるところなのでございます。

次に、サミットにおきましますテーマ、方針でございますが、拡大均衡を目指し、自由貿易を推進し、保護主義と闘ひ、ニューラウンドを着実に前進させる、途上国や環境問題についても十分配慮する、こういう考へで臨みたいと思ひます。

サミットにおきましては、軍縮、平和の促進、そういうこともまた大事なテーマであると思ひます。ちやうど戦後四十年たちまして、過去の大戦に対する反省と、それから将来に向かつての希望を我々は分かち合ひたい、そして自由と民主主義の価値を大事に護持しつつ、平和と軍縮に向かつて邁進する、そういう決意を表明したいというのが我々の考へ方でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(村田敬次郎君) 田代議員の製品輸入の拡大についての御質問にお答えを申し上げます。〕

製品輸入の促進につきましては、非常にこれは重大な問題、今総理からもお話がございましたよ

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 緊急質問の件

三六四

うに、輸出輸入の貿易のインバランスは、輸出を縮小するという方向でなく、輸入を拡大することによって拡大均衡を図っていくというのが日本の方針でございますので、そういった意味で、製品輸入の重要性というもののから、例えば既に輸入金融を四月九日から実施をいたしておりますが、日本輸出入銀行の製品輸入金融の貸し付け金利の引き下げなどを行っておりますし、その他産業界に対する製品等の輸入促進の努力要請でございますとか、インポートフェアなどの開催支援でございますとか、各般にわたって広く国民の皆様様に輸入製品に対する理解についての呼びかけを実施しておりますところでございます。

特に、商品別に考えますと、各種専門家によるミッションの派遣、受け入れ、あるいはセミナー及び展示会の開催等を通じて輸入の促進に努力をしております。例えば、オーストラリアに派遣いたしましたミッションのいわゆる答申に基づいて、製品輸入、特定外国製品輸入促進計画は、オーストラリアのワイン、家具などを今非常に宣伝をしておりますのでございますが、こうした販路拡大についていろいろ努力をいたしまして、総合的な製品輸入の促進に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) 答えいたします。

まず、対外経済問題諮問委員の報告には、内需拡大、貯蓄、投資、消費のあり方等々の意見が載せられておるところであります。今日の財政状況のもとで、所得税減税がいわば後代の負担となります赤字公債の増発によって賄われるということ、これはどうしても避けなければならぬことであります。この問題は、今後の直接税、間接税を通じます税制全般の見直しの中で、我が国の所得税制をどうするかという観点から、広範な検討課題の一つとして取り上げられるべき問題であらうかと思ひます。

それから個人消費の問題、これは賃金の着実な

伸び、物価の安定等からいたしまして緩やかな増加を続けております。今後においても物価の安定、企業収益の好調を反映した所得の増加が見込まれる、こういうふうには考えておるところであります。

もとより減税問題につきましては、各党各会派の話し合いの結論を尊重するということは、これは言うまでもないことであります。

それから合板業界に対する財政、金融措置の問題についてでございますが、先ほど総理からもお答えがございましたように、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、間伐、保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずるとされたところであります。したがって、具体的にどういう国内対策をやるか、これはやはり所管省において研究されるところとなるわけですが、財政当局といたしましては、厳しい財政事情のもとではございますが、どのような施策が具体的に可能か、今後とも農林水産省からの協議を待って真剣に検討すべき課題であるという問題意識を持っております。(拍手)

〔国務大臣佐藤守良君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤守良君) 田代議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、合板等の関税引き下げによる影響と合板業界等に対する対策についてであります。関税の引き下げを行えば、深刻な不況下にある合板業界等に影響を与えることが考えられます。現在の森林・林業が置かれた厳しい現状を見ると、単に合板業界の体質改善のみならず、中長期的視点に立って木材産業及び林業を通じた対策を進める必要があると考えております。このため、森林・林業及び木材産業の活力を回復させる観点から、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、間伐、保育等森林・林業の活性化等を中心に、財政、金融その他所要の措置を当面五カ年にわたり特に講ずることとしており、現在鋭意検討中のご

ざいます。

次に、国内林業対策についてであります。今回特に講ずることとしております国内対策につきましましては、ただいま申し述べたとおりであります。このほか、二十一世紀に到来が予想される国産材時代に備え、まず第一に、木材のよさの普及啓発を図り、木材の需要を拡大することとし、さらには造林、林道等の林業生産基盤の整備と林業地域の活性化等各般の施策を積極的に推進してまいり所存でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 市川正一君。

〔市川正一君登壇、拍手〕

○市川正一君 私は、日本共産党を代表し、政府の対外経済対策について総理並びに関係大臣に質問いたします。

今回の政府決定は、日本が自主的に日本の利益を考えて決めたという総理の言葉とは全く裏腹の卑屈なものであります。総理は、アメリカの議会に対して日報復決議が次々と出されていることを取り上げ、これにこたえなければ日本の死命を制する重大な事態になると強調いたしました。日本の国会が全会一致で行った武器輸出の禁止、宇宙の平和利用などの決議は踏みにじり、また一般消費税率の総理は、アメリカの議会に対してはまことに忠実そのものであります。これでは一体どの首相なのかという声が出てくるのも当然と言わなければなりません。アメリカの圧力の言いなりになることがどうして自主的なのか、国民にわかりやすくお答え願いたいのであります。

こうした卑屈な姿勢ではなく、真に自主的な態度をとるといふことは、貿易不均衡の原因に対してまともに効果のあるメスを入れる上でも決定的に重要であります。アメリカの貿易赤字の元凶が異常なドル高にあること、それがレーガン政権の途方もない大軍拡によって生み出された巨額の財

政赤字に起因することはや国際的常識であります。現に、ことし二月に発表されたアメリカの大統領経済報告でも、貿易赤字はドル高が主たる原因であるとはっきり認めているところであります。

総理自身も九日の記者会見で、日本側にも言い分がある、ドル高で日本の輸出が伸びていると述べているではありませんか。アメリカは既に債務国に転落し、債務額は本年度一千億ドルに達するとさえ予測されております。アメリカに対して、ドル高と高金利、大軍拡は正のための具体的なアクションプログラムを当然要求すべきであり、それこそが問題解決に必要な対応であります。にもかかわらず、一月の日米首脳会談における総理、あなたの新聞発表は、こうした問題に全く一言の言及もなく、その後繰り返された日米協議の中でも、アメリカに対しては一回もはっきりした主張を行っていないではありませんか。なぜアメリカにまともに物を言っていないのですか。あなた自身がアメリカの大軍拡を支持しているのに、要求しない方がいゝとでも考えているからなのです。以上について明確な答弁を求めるものであります。

アメリカへの屈從的な姿勢と対照的に究明しなければならぬのは、国民生活と日本経済に対する無責任さ、冷酷さであります。総理は会見で、アメリカ商品を国民一人当たりあと二万五千円ずつ買ってもらいたいと国民に訴えましたが、一体いつから日本の首相がアメリカのセールスマンになったのですか。総理、このことは、国民に日本の製品を買うのをやめてアメリカの品物に切りかえろというのですか。もしそうであるならば、今でさえ深刻な不況にあえぐ日本の中小企業は致命的な打撃を受けるであらうでしょう。それとも、もし今までより一人当たり二万五千円、四大家族で十萬円の支出をふやしアメリカ製品を買えというのであるならば、一体国民の家計のどこにそんな余裕があるとおっしゃるのですか。テレビの視聴

覚論ではなしに、政治論、政策論としてまじめにお答えを願いたいのであります。

總理、この国民生活の厳しい現実こそが、実は貿易不均衡の国内的要因、すなわち自民党政府の輸出主導型景気対策と結びついた日本の大企業の特異とも言うべき国際競争力の源泉なのであります。

通産省の調査によれば、今焦点になっている自動車産業の場合、売上高に占める人件費の割合は、米フォード社が二四・五%であるのに対して、日本のトヨタはその四分の一、六・五%にかすぎません。同じく電機産業の場合、GE社の三七・五%に対して、日立は半分の一八・九%であります。その上、我が国の年間労働時間は、アメリカに比べて二百五十時間、西ドイツに比べて五百時間も長いのであります。我が国大企業の輸出競争力、總理は先ほど高生産性と言われましたが、それがいかに低賃金と長時間の過密労働、そして下請中小企業に対する過酷な取奪に負っているか、それがいわゆる輸出ドライブをかける大もとであることは歴然としていてはありませんか。こうした大企業による国民への犠牲押しつけと、臨調路線による国民生活圧迫とが内需を極端に落ち込ませているのであります。

貿易摩擦の正しい解決のためにやるべきことは、大企業擁護の輸出主導型政策から、国民生活擁護の内需拡大政策への根本的転換であります。現に、九日の対外経済諮問委員会のいわゆる大来レポートでさえ、内需中心の持続的成長のために週休二日制の一層の普及、労働時間の短縮を強調しておりますが、今こそこうした措置をとるべきときではないのでしょうか。さらにまた、大幅な賃金の引き上げ、下請中小企業の保護の強化を図るべきではないのですか。總理の答弁を求めるとともに、内需拡大を抜きにして貿易摩擦の解消はあり得ないと常に主張されている河本國務大臣の政治家としての率直な所信をこの機会にぜひお伺いしたいのであります。

今回の政府決定のもう一つの重大問題は、アメリカの特定大企業の利益に密着し、与党幹部からさえも、このままではロッキード、グラマン事件の再現になりかねないという懸念も伝えられているのであります。

例えば、可能な限り早期に対処するとされた通信衛星への周波数の割り当て変更であります。なぜ衛星のために地上通信用のKロバンドを明け渡さなければならぬのか。Kロバンドを要求しているのは、アメリカ三社のうちのヒューズ社一社だけではありません。郵政大臣、ヒューズ社が日本に売り込みたければ、Kロバンドを中心とした日本の構想に合わせるべきではありませんか。明確な答弁を願います。

日本の制度を変えてまでヒューズ社の利益を図ることは、国民的疑惑を生み出すにはおきません。總理、本年一月の首脳会談でレーガン大統領からその話が持ち出されたのではありませんか。この際、一月会談の全貌を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、我が国は日米安保条約のもとで、軍事的にはレーガン戦略のくびきに深く組み込まれ、一方、経済的にも今回の決定によってアメリカへの新たな従属を一層強めたのであります。民族主権を放棄し、アメリカとの従属的な軍事、経済ブロック強化の道を突き進む中曽根内閣の方針は、日本国民の利益とは絶対に相入れないものであることを重ねて強調し、質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣中曾根康弘君 市川議員にお答えをいたします。

まず第一は、対策の決定経過でございます。これは、あくまで国益を踏まえ、貿易国家としての日本の建前と今後の日本の世界的位置というものを考えて自主的に決定したのであって、米国の圧力で決定したということとは全然ございません。

第二に、ドル高は正の問題でございます。

一月二日のロサンゼルスにおける会議におきましても、私はアメリカに對して、例えばアメリカの売り込み努力が不足している、日本の会社はアメリカへ行つて物を売るときにはみんな英語をしゃべる、カタログも英語にしてある、しかしアメリカの会社は日本へ来て売るときは日本語をしゃべる社員が何人いますか、また日本語のカタログを持って売ってきていますか、そういう話も実はしてきておるのであります。また、ドル高につきましても、我々は資本、金融の自由化をやつて、外国に對して日本のお金がお外へ出ることを抑えるということはやめた。したがって、金利差がこれだけあれば日本のお金がそちらへ流れるのは当たり前である。したがって、この金利の差、ドル高及びこれらの高金利というものをぜひ是正してもらいたい、そういうことも拡大会議の席で私ははっきり言つておるのであります。

なお、外国製品の購入につきましては、先ほど申し上げたとおり比較的申し上げたのであります。

さらに、国際競争力と内需拡大の問題でございますが、今度の決定の中にも内需拡大について言及しておるところはありますので、今後も着実に内需を拡大し、機動的な経済運営を行っていくつもりであります。

なお、最後に、首脳会談における約束でございますが、年初の首脳会談において米國とヒューズ社の日本進出といったようなことは全く話し合っておりません。なお、アメリカの軍事戦略に巻き込まれたのではないかとということも全くございません。みんなそれぞれの調査不足でございます。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕
○國務大臣河本敏夫君 今度、貿易摩擦解消のために一連の対策を行いました。市場開放だけではやはり問題の解決にはならない、こう思います。貿易摩擦の背景にある最大の問題は、やはり

ドル高円安という問題でございます。この問題にもう少し目鼻をつけませんと問題は前進しない、大変難しい、このように思ひますし、さらにまた今御指摘がございましたように、内需拡大の問題につきましてもは諮問委員会からも指摘を受けております。

ただ、財政事情がこういう状態でありまして、金融政策はなかなか動きにくい、こういうことでございますので、どういう方法で一体内需拡大をやるか、これから大きな課題でございますが、諮問委員会から指摘されております方法といたしましては、内需拡大ができるような税制の抜本改正をやりなさい、それから経済上の規制の緩和を進めなさい、それから同時に、ただいま御指摘のように週休二日制とか労働時間の短縮とか、こういう問題についても真剣に取り組みなさい、こういう御指摘を受けておりますので、そういう問題を含めまして、これから内需拡大について内閣と与党である自由民主党と相談をしながら進めてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣左藤忠君登壇、拍手〕
○國務大臣左藤忠君 市川議員の通信衛星用の周波数に関する御質問にお答えを申し上げます。

Kロバンドの周波数の一部については、一九七九年の世界無線通信主管庁会議で通信衛星にも使用できることとなったものであります。これを受けて、我が国においても通信衛星用としても利用できるようにしたものであります。今回、米國の特定企業のために特別に措置したものではありません。(拍手)

○議長(木村睦男君) 井上計君。

〔井上計君登壇、拍手〕
○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、現在、我が國政の最大課題となっております対外経済摩擦問題について質問を行います。質問に先立ち、この数日の間、中曾根總理を初め関係各大臣及び関係各位の多大の御苦勞と御

努力に対し、深い敬意を表するものであります。

特に、去る九日、総理は、テレビを通じて広く国民に対し、現状の説明と協力の要請を率直になされました。私は、この総理の決断と勇気を高く評価するとともに、総理のこの訴えが必ずや内外各方面の理解を深め、成果の上がることと期待をいたしております。しかし、この問題の早期の改善は、我が国だけが幾ら努力しても大きな成果は期待できないと思います。そのためには、総理が国内に対し率直に訴えられたと同じように、アメリカ政府及び国民並びにアメリカ議会に対しても、率直に改善への努力と反省を求め、主張すべき点は堂々と主張されるべきだと考えるものであります。

さて、対米不均衡の原因の半分は現在のドル高円安にあること、さらに加えてアメリカの高金利政策にあることは明らかであります。ワシントン・ポストやニューヨーク・タイムズが社説の中で、「原因の大半はドル高にあり、高金利にある。このような状態では、完全自由化したところで期待するほど輸出の伸びはなく、日本を袋だたきにするのは誤りである」と論じております。また、シールツ元大統領経済諮問委員長も同様な点を指摘し、さらに全米自動車労働組合のピーパー会長は、「私は日本を非難しない、むしろ我々自身の政府を責める」と言明し、対日赤字が生じている責任の半分はアメリカにあると断言しているではありませんか。このように、アメリカにおいても、冷静な有識者の間ではこのように論じられておるわけでありまして、アメリカ政府はこの改善にさらに一層の努力をすることは当然であります。

さらに、アメリカ製品は、一部特定のものを除いては、我が国にとって余り欲しいものはないと言われております。また、アメリカの世論調査では、日本製品は品質がすぐれ、性能がよいから買うという人が七九%もあり、日本の自動車の輸入規制については、アメリカの消費者の間でも最初から強い不満が上がっていることは周知の事実であります。総理はこれらの点をどのように認識しておられますか、お伺いをいたします。

次に、内需拡大政策について伺います。

内需拡大の最も効果的な手段は、民間個人住宅の建設、さらに増築の促進であります。昭和五十二、三年ごろの住宅建設は年間百六十万戸程度でありましたが、五十五年以降は百十万戸程度と低迷をしております。この原因の大半は、適正価格の宅地の不足であります。この際、したがって抜本的な土地改革の確立により、国有地あるいは公有地の宅地開発を行い、勤労者が容易に土地購入ができるよう新しい宅地供給政策の実施、同時に、建築関係の許認可の簡素化、一定期間内における不動産取得税及び固定資産税の減免等々、この際、我が党を初め四党が強く実現を申し入れて

いる所得税等の大幅減税とともに、あわせて早急に実施することが内需の拡大と輸入の促進に必ず効果があるものと考えます。同時に、今回の経済対策によって大きな被害を受けるおそれのある木材、合板業界の救済にも効果があるものと確信いたしますが、いかがでありますでしょうか。

次に、大蔵大臣に伺います。

私が、従来、本院において再々にわたって要望している投資減税の拡大と機械等の法定耐用年数の短縮により、設備投資促進の方策であります。

耐用年数の短縮については、大臣は、政策減税として考えることは不適当としばしば述べておられますけれども、今こそそのような固定観念を改めて、国際競争力の保持と輸入促進のために必ず効果があることを認識すべきであります。また、輸入機器等に対する融資の拡大、さらに利子補給もあわせて考えることはこの際いかがでありますでしょうか、御見解をお伺いしたいと思います。

さらに、アメリカの高金利のために海外へ流出している多額の資金を国内投資に振り向けることと、それによって内需の拡大に活用することを検討すべきであります。その方法の一つとして、低利長期の無税国債を発行して、その財源を公共投資及び減税の財源に充てること、また、資本流出を規制するために、一時的ではあります、緊急避難のために為替管理法の発動を考えたいかがかと思ひますが、大蔵大臣並びに河本閣務大臣の御所見を伺います。

次に、総理は、今回の対外政策の中で輸入拡大の方策を多く発表しておりますが、次のような方策を加えることを私は提案いたします。

御承知のとおり、国民の海外旅行は年々増加し、五十八年度は約六百二十万人に達しております。これらの人たちが仮に一人平均十萬円の買物をして帰ってくるものといたしますと、その合計は約六千二百億円に達するのであります。すなわち、二十五億ドルの巨額となっております。

もちろんこの数字は我が国の輸入額には含まれておりません。そこで、私の提案は、成田空港を初め国際線の到着空港で、帰国の際、免税店で海外商品が買えるようにすることです。先ほどの一人十萬円というのは最低の推定であります。

すから、この方法で直ちに輸入拡大の効果が上がり、輸入数字にあらわれてくることになりまして、いかがでありますでしょうか。検討に値するものと思ひますが、総理、大蔵大臣の御所見を承りたいと思ひます。

次に、通産大臣に伺います。

大臣は、既に輸入拡大の具体的な対策について検討しておられるようでありますが、去る三月十一日より三日間、名古屋で開催された日本貿易振興会主催のUSAフェア、これは大変好評で盛況でありました。特に、アメリカの中小企業の出産業者の啓蒙に大いに役立ったと聞いております。従来、これらアメリカの業者は日本市場への認識がほとんどなく、また販売促進の努力も全くしていなかったようであります。今後、これらのフェアを全国主要都市で広く開催することが、アメリカ側の認識を深めると同時に、我が国の中小企業者の直接輸入の拡大に相当な効果があるものと考えます。さらに、東京、大阪、名古屋の三大都市に海外商品の紹介と取引あつせんの常設展示場を設けることも輸入促進、拡大のために効果があると考えますが、いかがでありますでしょうか。

次に、通産大臣は先日、輸出によって収益を上げている企業に対し、商品輸入の協力を求めることを発言しておりましたが、その趣旨と具体的な方法をどのようにお考えでありますか、お伺いをいたします。

さらにまた、アメリカからの輸入拡大の有力な方法としてアラスカ石油の輸入があります。アメリカが、アラスカ石油の輸出禁止法を改めて、我が国への輸出を認めるならば、対日赤字は直ちにかなり改善されることは明白であります。この点

についてどのような御見解をお持ちでありますか、以上三点をお伺いいたします。

最後に、総理にいま一つお伺いをいたします。

総理が唱えておられる、我が国がその経済力にふさわしい役割と責任を果たすという方針を貫くためには、自由貿易体制を維持し、発展させる努力をより一層強力に行わなくてはなりません。そこで、今回の対外経済対策の発表と実施によってアメリカとの関係は改善されるものと期待できますが、EC諸国及び東南アジア諸国等の不満が果たして解消されるでしょうか。むしろ、アメリカ一辺倒という新しい不満が生じるおそれさえあります。総理は、特に近隣アジア諸国の不満の解消と不均衡是正に対し、どのような方針で臨まれますか。また、そのために新しい貿易ルールを確立するニューラウンドを積極的に推進していくべきと考えますが、いかがでありますでしょうか。

以上をお伺いして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 井上議員にお答えをいたします。

いろいろ積極的な御提案をいただきましたが、感謝と敬意を表する次第でございます。まず、対外経済対策への反応でございますが、先ほど申し上げましたように一応は皆さん歓迎していただきますが、期待と失望がこももまじっている、そして今後の努力を見守ると、こういう大勢でございますので、我々も積極的に大いに努力してまいりたいと思っております。

次に、アメリカに対する要請でございますが、

米国に対しても、高金利ドル高の是正、議会内保護主義の抑止、輸出努力の拡大、ユニタリータックスの撤廃等、主張すべき点は主張をしております。また、今後とも積極的に努力してまいります。

次に、民間個人住宅等の内需の促進につきましては全く同感でございます。そのため、宅地供給を促進するための施策のほか、各般の金融税制上の措置等により、民間による住宅建設の促進に努めておるところであり、今後とも積極的に努力してまいります。

投資減税の問題でございますが、六十年度におきまして、試験研究促進のための基礎技術研究開発促進税制及び中小企業技術基盤強化税制を創設いたしました。これは現下の厳しい財政事情のもとでの精いっぱい配慮でございますが、将来につきましては、経済の動向等も見、政府及び党の税調において検討していただくようにいたしますと思っております。

通関手続の問題でございますが、我が国は、数年来、この通関手続についてはかなりの迅速な改革を行っております。さきの米国外交委員会報告書の中におきましても、通関手続そのものは米国の輸出業者にとつてさしたる市場障壁とはなっていない、こう述べられてきておる状態です。五十七年以来、医薬品、食品及びエアゾール製品などの一部についても改善を実施してまいりました。また、基準・認証制度の改善も進展しております。しかし、さきの対外経済問題諮問委員会の報告書を受けまして、今後とも通関手続の簡素化あるいは迅速化に努力してまいります。

アジア諸国等に対する配慮については全く同感

でございます。アメリカばかりに目を向けてはいけない、こういう配慮もありまして、EC及びアジア諸国に対する措置も十分考慮してきておるところでございます。

ニューラウンドにつきましては、本年のうちに正式準備を開始し、準備を急ぎ、明年春にも交渉を開始すべく各国に働きかける所存でございます。ASEAN諸国につきましては、でき得べくんば、この連休のときに藤尾政調会長を派遣いたしまして、関係各国の実情をつぶさに調査し、要求もお聞きいたしまして、できるだけ早期に期待にこたえたいと思っております。本年六月には日本・ASEAN経済閣僚会議も開催予定であります。

個別品目の関税引き下げに係る決定は本年前半中に行う所存でございます。海外旅行のお土産の問題で、飛行場で売ることかどうかということでございますが、このようなさまざまなアイデアは大いに歓迎いたしまして検討させていただきますと思っております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(河本敏夫君) 貿易摩擦問題に関連をいたしました。為替問題と内需の問題の御指摘がございました。

これまでは、ドル高円安はアメリカの高金利によると、そういう意見が非常に多かったものであります。最近では、アメリカの高金利もさることながら、アメリカ経済の基礎的な条件がだんだんとよくなって、日本がおくれをとっているのではないかと、相対的に日本経済が弱くなっているのではないかと、こういう議論が出てまいっております。最近の動きを見ましても、アメリカのGNPの伸

びが少しスローダウンしますと、たちまちのうちに約十四億ドル高になる、こういうこともございまして、この点は私は見逃すことができない最近の動きだと、このように思います。そういう意味からも内需の拡大が必要である、内需の拡大をして日本の経済の体質を強化すれば為替にもいい影響が出るのではないかと、こういう御意見も含まれておるのではないかと思います。

さて、内需の拡大につきましては、先般の諮問委員会の報告にもございまして、私どももこれから取り組んでいくべき最大の課題だと考えております。

そこで、我が国経済の現状を見ますと、経済成長を非常に力強く促進しておりますのが外需でございます。ただ、この個人消費部門の伸びが大変弱い。伸びるには伸びておりますけれども、思うように伸びていない。ところが、個人消費部門と個人の住宅部門を合わせますと約二百兆、GNPのおよそ六割近くになります。この分野が強化されませんとなかなか内需の拡大につながりません。

そこで、諮問委員会も、これに関連する方策をいたしました。先ほども御答弁いたしました。が、内需の拡大につながるような税制の抜本改正を急ぎなさい、こういうことを中心に数項目の具体的な方策をお示しいただいております。そういうこととでございますから、これから取り組むべき最大の課題である、このように理解をいたしております。

無税国債を発行して内需の拡大に使ったかどうか、こういう御意見でございますが、これは大蔵大臣から詳細御答弁になると思いますが、無税国

債を發行すれば、これは条件いかににもかかわりませんけれども、これは私は非常によく売れると思ひます。ただ、ほかに影響するところがまた相当出てまいりますので、これまでも何回か議論になりましたけれども、なかなか実行に移せない、こういう経過もございますので、今後とも十分検討すべき課題ではあると、このように理解をいたしております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

まず、内閣拡大のために、民間個人住宅の問題についてはそれぞれお答えがございましたが、いわゆる国有地をそれに活用する場合の点についてお答えをいたします。

国有地は、国民共有の財産でありますとともに、貴重な国土としての側面を有しておりますことから、これを公共目的に使用することが基本でございますが、同時に、昨今の都市問題、土地事情等にかんがみまして、国有地をできるだけ有効に活用しようとする。その際、公用公共優先の原則は維持しつつも、民間によります都市再開発、住宅建設の促進等の見地から、国有地の利用につき、可能なものについては極力民間活力を活用していくということが要請されておるわけであります。したがって、大蔵省といたしましては、大都市を中心にした民活対象財産を選定して、処分可能なものから速やかに処分する、こういう方針で対応をいたしておるところであります。

それから設備投資の問題であります。
投資減税の問題につきましては総理からお答え

がございました。いつも井上さんと私とがよく議論をいたしますいわゆる耐用年数の問題でございます。私が申し上げておりますのは、いわゆる減価償却資産の法定耐用年数は、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定められておるのである。これまでも、技術的進歩による陳腐化の状況に配慮しつつ、資産の使用実態に応じた見直しを行ってきたところであるわけでありますから、言ってみれば、政策的観点からその短縮を行うという考え方は法定耐用年数の考え方にはなじまない。これは税制上の議論としてそのようなことをいつも申し上げておるわけでございます。しかしながら、これら全般につきましては、やはり国会の議論等を正確に報告しまして、税制調査会等の議論の対象になるべきものであるという認識は決して変わっておりません。

それから輸入機器に対する融資の問題についての御意見を交えた御質疑でありました。
輸入機器に対する政策的な融資につきましては、五十八年十月の総合経済対策に基づいて創設されました輸銀の製品輸入金融制度によって従来から対応してきたところであります。今回の対策においては、本制度の適用金利の引き下げによって機器類を含む製品の輸入について一層の促進を図ることとしておるわけであります。貿易摩擦関連品目、これに指定されます特定の品目については、一層の優遇金利を適用することとしておるところであります。利子補給については、輸銀に利子補給をして超低利融資を行うべしとの御意見であるとすれば、これは厳しい財政事情及び今回

の経済対策によって引き下げられた後の輸銀の製品輸入金融制度の金利水準は、十分な政策的インセンティブを有しておると今日は考えておるところでございます。

それから資本流出に対する問題であります。最近の我が国の長期資本の流出は、經常収支の黒字を背景に、好調な米国経済に裏づけられたドルに対する信認の増大、内外金利差等いわば市場原理に沿って生じておるといふことでございます。やはりこの問題は、先ほどの議論にもございますように、米国自身において節度ある財政金融政策によって一層ドルの独歩高、高金利の是正を図っていく、これが必要であると考えますので、今後ともこの問題は機会あるごとに指摘していくつもりでございます。

したがって、今日いわゆるこの問題につきましても、為替管理法の問題ということになりますと、これは資本移動の大部分が市場原理であるということでございますだけに、人為的に抑制するということのは困難でございますし、また、確かに種々の弊害をもたらすと言われております。いわゆる資本流出規制は、取引を仲介しております内外の金融機関、それから資金を必要としております諸外国の政府や企業などから反発を受けております。また、米国政府当局者は従来からあらゆる資本規制に反対という立場をとっておりますので、気をつけませんと新たな対外摩擦の種になりかねない、こういうことでございます。また、米国の利子平準税の経験も結局効果を上げなかったということになっております。

し、何としても東京の金融資本市場の健全なる発展ということも考えてみますと、この措置はとりくに措置であると言わざるを得ません。
それから御提案がございました入国旅客を対象とした売店の問題でございます。

旅行者携帯品免税というものは、これは我が国は十萬円、他の国よりも大体金額枠は多いわけであります。今の入国旅客一人当たりの利用した額は二萬五千円程度でございますので、まだ十萬円といえはかなりの余裕があるというふうに思われます。

それで、この問題についての先ほどの御提案でございますけれども、そもそもの、海外旅行者の携帯品について一定の範囲で免税措置を講じておるのは、その旅行中に必要な物品の税負担を軽減し、国際交流をより便ならしめようという趣旨からできたものでありますので、国際機関でこの検討をしますと、おおむね否定的な答えが出てくるわけでございます。確かに、考えてみますと、欧米諸国においてもこの種の免税売店の類例はございませんし、そして海外の免税売店の売り上げがそれだけ減少するということから、この問題については、御提案でございますが、検討の課題でありますけれども、国際機関の中では、この問題について今、井上さんが御指摘なさった方向の答えが今日まではなかなか出にくい問題でございます。

それからいま一つございましたいわゆる無税国債でございますが、これは例えば相続税とかいろいろのことを考えますと、いろいろな問題がござ

いましょう。そしてまた無利子、無税で仮にあつたとしても借金であることには間違いない。そして、本場にこれがいわゆる商品となつた場合どのようなニーズがあるか、勉強してみれば勉強してみればいろいろの課題が出てなかなか難しい問題でございますが、勉強させていただくことは否定するものではございません。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 井上議員の輸入促進対策三点について、簡単に答えを申し上げたいと思います。

実は、この輸入促進対策につきましては、去る九日の総理の決定を受けていろいろ検討してまいつたところでございまして、現在、「手を結べ輸入で世界の国々」というキャッチフレーズで五本の柱を立てて輸入促進を図るということで、きょうの閣議におきましてもお願いを申し上げ、御報告を申し上げたところでございます。

まず第一に、インポートフェア等の開催の問題でございますが、名古屋におきましてインポートフェアあるいはUSAフェア等が非常に盛況であつたこと等にかんがみまして、ことしは少なくとも全国三カ所で、例えば東京、北九州等で欧州製品を対象とした大規模輸入見本市の開催などを積極的に実施する考えであります。また、輸入品の展示につきましても、展示施設の強化拡充を含め、積極的な活用を図つてまいる所存でございます。

次に、第二点の輸出企業に対する輸入促進の働きかけでございますが、これも今既にいろいろと準備をしておりますが、まず私の通産大臣名で文書によつて産業界全般にお願いを申し上げる。それと同時に、近く、例えば乗用車、鉄鋼、電機、

電子、機械の各メーカー、あるいは商社、百貨店、スーパー、さらに関係業界の団体の代表者の方々とお話し合いをいたしまして、最大限の製品輸入の拡大に努力をしてほしい、社内体制の確立をしてほしい、また製品輸入のための実行計画の策定等を報告してほしいというようなお願いを申し上げます。

それから最後に、貿易摩擦解消についてのアラスカ原油の輸入の問題でございます。

これは既に中曽根総理とレーガン大統領のお話し合いでも出ておることでございまして、私も先般来ブロック通商代表等をお願いをしておるわけでございますが、アラスカから原油を輸入することができれば、今ホルムズ海峡依存度の極めて高い日本の原油の輸入についていわばその多角化を図ることができまして、また貿易インバランスの解消にもなるということで、非常に積極的に話しかけておるわけでございます。去る三月、アラスカ原油のうちで、アラスカパイプラインを通過していかないクックインレット原油につきまして、対日輸出実現のため連邦政府の許可取りつけに努力したいというアラスカ州知事から中曽根総理への書簡が参りました。非常にこれはアラスカ原油輸出解禁への第一歩として期待をしております。今後ともアラスカ石油の輸入について努力をしてまいりたい。

以上三点、お答えを申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 日程第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬義君。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月九日

商工委員長 降矢 敬義
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の内外の技術開発の状況にかんがみ、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進及び工業所有権制度の充実に図るため、国際調査報告を作成しない外国からの国際特許出願について、その翻訳文の提出期限の変更、国際特許出願の翻訳文の範囲の限定等及び特許出願等に関する国内優先権制度の導入、国際出願について、欧州特許庁による国際調査を受けられる制度の採用等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近の内外における諸情勢の進展にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、工業所有権制度に対する国民の理解を深め、あわせて工業所有権制度の国際化の進展に対処するため、我が国の工業所有権制度全般にわたつて更に検討を加へること。

二、優先権制度の導入に伴う補正の却下後の新出願制度の廃止に際して、出願人に適切な補正の機会が与えられるよう、運用上配慮すること。

三、出願件数の増大等に対処し、迅速的確な事務処理を図るため、ペーパーレス計画を着実に推進するとともに、審査官、審判官等の人員の確保、待遇の改善等に努力すること。

四、科学技術の発展、ペーパーレス化の実施等に弁理士が適切に対応し使命を達成できるよう、弁理士法の改正等弁理士制度の強化を図ること。

五、(財)日本特許情報センターの新規性調査機関としての機能を充実強化すること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和六十年二月二十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五十三条第四項(第六百六十一條の三第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「第六百五十九條第一項(第六百七十四條第一項において準用する場合を含む。)」において準用する第五十三條第四項又は「若しくは」を「又は」に改める。

第九条中「若しくは取下」を「若しくは取下げ」に、「申立の取下」を「申立ての取下げ」、第四十二條の二第一項の優先権の主張若しくはその取下げに改める。

第十四條中「及び取下」を「及び取下げ」に、「申立の取下」を「申立ての取下げ」、第四十二條の二第一項の優先権の主張及びその取下げ」に改める。

第十七條第一項ただし書中「第四十三條第一項」を「第四十二條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三條第一項」に、「出願の日」を「出願の日、第四十二條の二第一項又は第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

第二十七條第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第七十五條第一項の規定による特許権の変更」を削る。

第二十九條の二第二項中「国際出願日におけるこれらの書類」を「国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面中の説明に限る。)」に、「又は同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文」を「若しくは同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面(図面中の説明を除く。)」に、「又は同法第四十八條の十四第二項」を「若しくは同法第四十八條の十四第二項」に改め、「書類の翻訳文」の下に「又は国際出願日における図面(図面中の説明を除く。)」を加える。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十六條第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十二條の次に次の二條を加える。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十二條の二 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明

細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内になされたものでない場合

二 先の出願が第四十四條第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第九條第一項において準用するこの法律第四十四條第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第八條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相

当するものに限る。に記載された発明を除く。に)についての第二十九條、第二十九條の二第一項本文、第三十條第一項から第三項まで、第三十九條第一項から第四項まで、第六十九條第二項第二号、第七十二條、第七十九條、第八十一條、第八十二條第一項、第一百四條(第五十二條第二項(第六百五十九條第三項(第六百七十四條第一項において準用する場合を含む。))及び第六十五條の三第四項(第六百八十四條の十第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、第六百二十四條及び第六百二十六條第三項、実用新案法第七條第三項及び第十七條並びに意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十六條、第三十一條第二項及び第三十二條第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四條D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた

出願に係る出願の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）については、当該特許出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第二十九条の二第一項本文又は実用新案法第三条の二第一項本文の規定を適用する。

この場合において、当該先の出願が第百八十四条の三第二項の国際特許出願又は同法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第二十九条の二第二項中「図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）を、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあるのは、「図面」とする。

ける図面（図面の中の説明を除く。）とあり、及び同法第三条の二第二項中「図面（第四十八

条の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項若しくは同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）を、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第四項若しくは同法第百八十四条の十四第四項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）とあるのは、「図面」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）
第四十二条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取下げたとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づいて優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第四十三条の見出しを「（パリ条約による優先権主張の手續）に改める。

第四十四条第二項中「第三十条第四項」の下に「第四十二条の二第四項」を加える。

「第四十二条の二第四項」を加える。

第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条に見出しとして「（出願の変更）」を付し、同条第四項中「（昭和三十四年法律第百二十五号）」を削り、同条第五項中「及び前条第五項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取下げられたものとみなす。

第四十八条の三第二項中「、第四十五条第一

項若しくは第三項若しくは」を「又は」に改め、

「又は第五十三条第四項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する新たな特許出願であつて第五十三条第四項の規定の適用を受けた旨を記載した書面を提出したもの」を削り、「、出願の変更又は書面の提出」を「又は出願の変更」に改める。

第四十九条第一号中「、第三十一条」を削り、同条第三号中「第三十六条第四項から第六項まで」を「第三十六条第三項から第五項まで」に改める。

第五十二条第三項中「第百十二条第四項」を「第百十二条第五項」に改める。

第五十三条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とする。

第五十五条第一項中「その特許出願に係る発明が第三十一条各号に掲げる発明に該当しないこと又は」を削り、「第三十六条第六項若しくは」を「第三十六条第五項又は」に改める。

第六十七条第二項中「又は第五十三条第四項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。）を削り、同条第三項を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改める。

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 特許法等の一部を改正する法律案外一件

第七十四条及び第七十五条 削除

第七十九条中「又は第五十三条第四項(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

第百七条第一項中「(追加の特許権(第七十五条第一項の規定により独立の特許権となつたものを含む。以下同じ。))にあつては、出願公告の日から第七十四条の規定により消滅し又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するまで)」を削り、同項の表の下欄中「(追加の特許権にあつては、一発明につき三千五百円)」、「(追加の特許権にあつては、一発明につき五千三百円)」、「(追加の特許権にあつては、一発明につき一万千円)」、「(追加の特許権にあつては、一発明につき二万千円)及び(追加の特許権にあつては、一発明につき四万二千円)」を削る。

第百二十二条第一項ただし書を削る。

第百二十三条第一項第三号中「第三十六条第四項又は第五項」を「第三十六条第三項又は第四項」に改める。

第百五十九条第一項中「第五十三条第七項」を「第五十三条第四項」に改める。

第百八十四条の四第一項中「(条約第十七条(2)(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以

内)及び「願書」を削り、「図面」の下に「(図面の中の説明に限る。))」を加え、同条第二項中「願書」を削り、同条第四項中「請求の範囲又は図面に記載された事項」を「若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明」に、「請求の範囲又は図面に記載されていなかった」を「若しくは請求の範囲に記載されていなかったもの」と、又は図面の中の説明がなかった」に改める。

第百八十四条の五第一項中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第百八十四条の六第一項中「日本語特許出願」を「国際特許出願」に改め、「及び外国語特許出願に係る願書の出願翻訳文」を削り、同条第二項中「図面及び」を「図面並びに」に、「図面の出願翻訳文」を「国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。))及び図面の中の説明の出願翻訳文」に改める。

第百八十四条の九第一項中「国際公開がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に第百八十四条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後」を削り、同条第二項第五号中「及び請求の範囲」を「請求の範囲及び図面の中の説明」に、「図面の出願翻訳文」を「図面(図面の中の説明を除く。))」に改める。

第百八十四条の十の次に次の一条を加える。

(在外者の特許管理人の特例)

第百八十四条の十の二 在外者である国際特許出願の出願人は、第百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時まで)においては、第八条第一項の規定にかかわらず、特許管理人によらないで手続をすることが出来る。

2 前項に規定する者(外国語特許出願の出願人)にあつては、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る。は、第百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後) 通商産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならぬ。

3 前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなす。

第百八十四条の十一第二項中「第四十三条第一項」を「第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項に、「出願の日」を「出願の日、第四十二条の二第一項又は第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先

の日」に改め、同条第三項中「範囲又は図面」を「範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。))」に改め、「出願翻訳文に記載した事項」の下に「又は同条第一項の国際出願日における第百八十四条の三第二項の国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く。))に記載した事項」を加え、同条第四項中「又は図面(出願翻訳文)」を「若しくは図面(出願翻訳文又は国際出願日における国際特許出願の図面(図面の中の説明を除く。))」に改め、同条第五項中「及び第五十三条第四項から第六項まで(第百五十九条第一項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び第百六十一条の三第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(発明の新規性の喪失の例外の特例)

第百八十四条の十一の二 国際特許出願に係る発明について第三十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同条第一項又は第三項に規定する発明であることを証明する書面を、同条第四項の規定にかかわらず、第百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後) 通商産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することが出来る。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十一の三「国際特許出願については、第四十二条の二第四項及び第四十二条の三第二項の規定は、適用しない。」

2 日本特許出願についての第四十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外国特許出願についての第四十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面中の説明に限る。)&及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面中の説明を除く。)&」と、「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

4 第四十二条の二第二項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十二条の二第二項から第三項まで及び第四十二条の三第一項の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とある

のは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条の三第二項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の五第一項又は実用新案法第四十八条の五第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に願書が提出された請求をしたときは、その請求の時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時)」とする。

5 第四十二条の二第二項の先の出願が第百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願である場合における第四十二条の二第二項から第三項まで及び第四十二条の三第一項の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図

面」とあるのは「第百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは「第百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

第百八十四条の十三中「二年一月」を「二年六月」に改める。
第百八十四条の十四中「又は図面」を「若しくは図面(図面中の説明に限る。)&」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面中の説明を除く。)&」を加える。
第百八十四条の十五第一項中「図面及び」を

「図面(図面中の説明に限る。)&及び」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは国際出願日における国際出願の図面(図面中の説明を除く。)&」を加える。

第百八十四条の十六第二項中「願書」を削り、「図面」を「図面(図面中の説明に限る。)&」に改め、同条第五項中「第百八十四条の十一、第百八十四条の十二第一項及び」を「第百八十四条の十一、第百八十四条の十一の二、第百八十四条の十一の三第一項及び第三項並びに」に、「第百八十四条の六及び」を「第百八十四条の六、第百八十四条の十一第一項及び」に改め、「第百八十四条の十一の三第三項」を、「第百八十四条の四第一項の国際出願日」の下に「及び同条第一項の国際出願日」を加え、「とあり、第百八十四条の十二第一項及び」を「とあり、第百八十四条の十二の二中「第百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に願書が提出された請求をしたときは、その請求の日後)」とあり、」に、「二年一月」を「二年六月」に改め、「第百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」の下に「第百八十四条の十一の三第一項中「及び第四十二条の三第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と、又は出願公開」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする」とあるのは「とす

特許法等の一部を改正する法律案外一件

第百八十五條中「第七十五條第一項」を削る。

第百九十三条第二項第五号中「第百十二条第
三項」を「第百十二条第四項」に改める。

第二条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「國際出願日におけるこれらの書類」を「國際出願日における明細書、請求の範圍若しくは図面（図面の中の説明に限る。）に」、「又は同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文を」若しくは同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に、「又は同法第百八十四条の十六第二項」を「若しくは同法第百八十四条の十六第二項」に改め、「書類の翻訳文」の下に「又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」を加える。

(實用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第七條の二 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第九条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三 先の出願が、その実用新案登録出願の際に、放棄され取り下げられ又は無効にされている場合

四 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

前項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願に係る考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案（当該先の出願が同項の規定による優先権の主張又はパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドン

で及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する

る千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。第四条D(山)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）についての第三条、第三条の二第一項本文、前条第一項から第三項まで、第九条第一項において準用する特許法第三十条第一項から第三項まで、第十七条、第二十六条において準用する同法第六十九条第二項第二号、同法第七十九条、同法第八十一条及び同法第八十二条第一項、第三十八条並びに第三十九条第三項、特許法第三十九条第三項及び第四項並びに第七十二条並びに意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された

権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、

当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類（明細書又は図面に相当するものに限る。）に記載された考案を除く。）については、当該実用新案登録出願について出願公告又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開がされたものとみなして、第三条の第二項本文又は特許法第二十九条の第二項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第四十八条の第三第二項の国際実用新案登録出願又は同法第百八十四条の第三第二項の国際特許出願（第四十八条の第十四第四項又は同法第百八十四条の第十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第三条の第二第二項中「図面（第四十八条の第四第一項又は同法第百八十四条の第四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の第四第四項若しくは同法第百八十四条の第四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の

範圍若しくは図面（図面中の説明に限る。）

及び第四十八條の十四第二項若しくは同法第百八十四條の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面中の説明を除く。）とあり、及び同法第二十九條の二第二項中「図面（第百八十四條の四第一項又は同法第四十八條の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範圍若しくは図面（図面中の説明に限る。）及びこれらの書類の第百八十四條の四第四項若しくは同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面中の説明を除く。）を、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範圍若しくは図面（図面中の説明に限る。）及び第百八十四條の十六第二項若しくは同法第四十八條の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面中の説明を除く。）とあるのは、「図面」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）

第七條の三 前条第一項の規定による優先権の

主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第八条第三項ただし書中「これらの規定の適用」の下に、「第七條の二第四項の規定の適用」を加え、同条第六項中（昭和三十四年法律第百二十五号）を削る。

第九条第一項中「及び第四十條から第四十四條まで（明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手續及び特許出願の分割）」を、「第四十條から第四十二條まで（明細書等の補正と要旨変更）、第四十三條（パリ条約による優先権主張の手續）及び第四十四條（特許出願の分割）」に改める。

第十二條第三項中「第三十三條第四項」を「第

三十三條第五項」に改める。

第十三條の二第一項中「第九條第一項」を「七條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九條第一項」に改め、「（千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。）を削り、「認められた出願の日」を認められた出願の日、第七條の二第一項又は第九條第一項において準用する同法第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

第十五條第二項中「又は第十三條において、第四十一條において準用する特許法第百五十九條第一項若しくは第百六十一條の三第一項において、若しくは第四十五條において準用する特許法第百七十四條第一項において準用する同法第百五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により、」を削る。

第三十六條第一項ただし書を削る。

第四十八條の四第一項中「（条約第十七條(2)(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内）」及び「願書、」を削り、「図面」の下に「（図面中の説明に限る。）」を加え、同条第二項中「願書、」を削り、同条第四項中「請求の範圍又は図面に記載された事項」を「若しくは請求の範圍に記載された事項又は図面中の説明」に、「請求の範圍又は図面に記載されていない」を「若しくは請求の範圍に記載されていない」かつたものと、又は図面中の説明がなかつた」に改める。

第四十八條の五第一項中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第四十八條の六第一項中「日本語実用新案登録出願」を「国際実用新案登録出願」に改め、「及び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文」を削り、同条第二項中「図面及び」を「図面並びに」、「図面の出願翻訳文」を「国際出願日における図面（図面中の説明を除く。）及び図面中の説明の出願翻訳文」に改める。

第四十八條の七第二項後段を削る。

第四十八條の八第一項中「、国際公開がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八條の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六

月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後」を削り、同条第二項第五号中「範囲」の下に「及び図面中の説明」を加え、「図面の出願翻訳文」を「図面(図面の中の説明を除く。)」に改め、同条第三項中「図面の出願翻訳文」を「図面の中の説明の出願翻訳文並びに図面(図面の中の説明を除く。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の八の二 国際実用新案登録出願については、第七條の二第四項及び第七條の三第二項の規定は、適用しない。

2 日本語実用新案登録出願についての第七條の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外国語実用新案登録出願についての第七條の二第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八條の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。))と、同項及び同条第二項中

く。」と、「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

4 第七條の二第二項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四條の三第二項の国際特許出願である場合における第七條の二第一項から第三項まで及び第七條の三第一項の規定の適用については、第七條の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八條の四第一項又は特許法第百八十四條の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「先の出願の第四十八條の四第一項又は特許法第百八十四條の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「について出願公開」とあるのは、「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第七條の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは、「第四十八條の五第一項又は特許法第百八十四條の五第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に願書が提出審査の請求をしたときは、その請求の時又は第四十八條の四第一項若しくは同法第百八十四條の

四第一項の国際出願日から一年三月を経過した時のいずれか遅い時」とする。

5 第七條の二第二項の先の出願が第四十八條の十四第四項又は特許法第百八十四條の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願である場合における第七條の二第一項から第三項まで及び第七條の三第一項の規定の適用については、第七條の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「第四十八條の十四第四項又は特許法第百八十四條の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは、「先の出願の第四十八條の十四第四項又は特許法第百八十四條の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第七條の三第一項中「その出願の日から一年三月を経過した時」とあるのは、「第四十八條の十四第四項若しくは特許法第百八十四條の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三月を経過した時又は第四十八條の十四第四項若しくは同法第百八十四條の十六第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

第四十八條の十中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第四十八條の十一中「又は図面」を「若しくは図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」を加える。

第四十八條の十二第一項中「図面及び」を「図面(図面の中の説明に限る。及び)」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」を加える。

第四十八條の十三第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第百八十四條の十の二(在外者の特許管理人の特例)の規定は、国際実用新案登録出願に関する手続に準用する。

第四十八條の十三に次の一項を加える。

5 特許法第百八十四條の十一の二(発明の新規性の喪失の特例)の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。

第四十八條の十四第二項中「願書」を削り、「図面」を「図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、同条第五項の後段を次のように改める。

この場合において、第四十八條の七第一項中「国際出願日」とあるのは、「第四十八條の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、同項及び同条第二項中

「基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と読み替えるものと
する。

第四十八條の十四第六項中「第九條第一項」を「第七條の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九條第一項」に改め、
〔千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十二年六月二日にヘーグで、千九百一十四年六月二日にロンドンで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。〕を削り、「認められた出願の日」を「認められた出願の日、第七條の二第一項又は第九條第一項において準用する同法第四十三條第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三條 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項中「優先権」を「パリ条約による優先権」に改める。
第十七條の次に次の二條を加える。

(補正後の意匠法についての新出願)

第十七條の二 意匠登録出願人が第十九條において準用する特許法第五十三條第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項に規定する新たな意匠登録出願があつたときは、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

3 前二項の規定は、意匠登録出願人が第一項に規定する新たな意匠登録出願について同項の規定の適用を受けた旨を記載した書面をその意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出した場合に限り、適用があるものとする。

第十七條の三 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のために、請求により又は職権で、前条第一項に規定する期間を延長することができる。

2 審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のために、請求により又は職権で、第五十一條第一項(第五十六條の二)において準用する場合を含む。において準用する前条第一項に規定する期間を延長することができる。

第二十九條中「第十九條において若しくは第五十二條において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第五十七條において

準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項を」第十七條の二第一項(第五十一條第一項及び第五十六條の二)において準用する場合を含む。に改める。

第四十七條第一項ただし書中「第十九條において準用する特許法第五十三條第四項」を「第十七條の二第一項」に改める。

第五十一條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第十七條の二の規定は、次条において準用する特許法第五十九條第一項において準用する同法第五十三條第一項の規定により、第四十六條第一項の審判において決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

第五十六條の次に次の一條を加える。

(審判の規定の準用)

第五十六條の二 第五十一條第一項の規定は、第四十六條第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十六條第二項第一号中「第四十四條第三項」を「第四十四條第四項」に改める。

第六十七條第一項第三号中「第四十三條第三項」を「第十七條の三、第四十三條第三項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十七條」を「第十七條の二」に、「第五十六條」を「第五十六條の二」に改める。

第十三條第一項中「優先権」を「パリ条約による優先権」に改める。

第三章中第十七條の次に次の一條を加える。

(意匠法の準用)

第十七條の二 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第十七條の二(補正後の意匠法についての新出願)の規定は、前条において準用する特許法第五十三條第一項の規定により、決定をもつて補正が却下された場合に準用する。

2 意匠法第十七條の三(補正後の意匠法についての新出願)の規定は、前項において、第五十六條の二において準用する同法第五十一條第一項において、又は第六十二條において準用する同法第五十六條の二において準用する同法第五十一條第一項において、それぞれ準用する同法第五十七條の二第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第三十二條中「第十七條」を「第十七條の二」に、「若しくは第五十六條第一項において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第六十一條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項」を「第五十六條の二において準用する意匠法第五十一條第一項において、若しくは

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 特許法等の一部を改正する法律案外一件

三七八

は第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第二項に改める。

第四十五条第一項ただし書中「第十七条」を「第十七条の二」に、「特許法第五十三條第四項」を「意匠法第十七条の二第二項」に改める。

第五章中第五十六条の次に次の一条を加える。
(意匠法の準用)
第五十六条の二 意匠法第五十一条第一項(審査に関する規定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。
第六十二条を次のように改める。
(意匠法の準用)
第六十二条 意匠法第五十六条の二(審判の規定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十八條第二項中「第十七条」を「第十七条の二」に改め、同条第四項中「及び第五十六条」を「第五十六条及び第五十六条の二」に改める。
第七十六條第一項第二号中「第四十一条第三項」を「第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の三、第四十一条第三項」に改める。
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)
第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する

る法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第二号中「又は同条第二項」を「若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」に、同条第二項中「第十八条第一項第一号又は同条第二項」を「第十八条第三項」に改める。

第八條第一項中「国際出願」の下に「(条約に規定する他の国際調査機関が条約第十五条に規定する国際調査(以下「国際調査」という。)をするものを除く。この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「条約第十五条に規定する」及び「(以下「国際調査」という。)」を削る。

第十四條中「第十八条第一項第三号又は同条第二項」を「第十八条第一項第四号又は同条第三項」に改める。

第十八條第一項第一号中「国際出願」を「特許庁が国際調査をする国際出願」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者
第十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号及び第三号」を「第一項第一号、第二号及び第四号」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる者は、同項の規定によ

り納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める金額の同号に規定する国際調査機関に対する手数料を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした追加の特許出願であつてこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行の際現に存する追加の特許権については、この法律による改正前の特許法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてのこの法律の施行前にした補正(出願公告をすべき旨の決定の願本の送達前にしたものに限る。)であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この法律による改正前の特許法及び実用新案法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月十一日

商工委員長 降矢 敬義
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の連鎖倒産の防止を目的とする中小企業倒産防止共済制度の法律上の見直し期限が、昭和六十年であることにかんがみ、中小企業倒産防止共済事業の収支状況、利用状況及び近年における倒産の動向等を踏まえ、掛金月額の最高限度額及び掛金積立限度額の引上げ、一時貸付金制度の創設、共済金貸付け後の解約に関する解約手当金の取扱いの変更等を行い、中小企業倒産防止共済制度のより一層の充実を図らうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、最近における企業倒産件数の増勢傾向にかんがみその対策に万全を期するとともに、本法施行に当たり、次の諸点について適切な指導を行ふべきである。

一、中小企業事業団は、倒産防止共済制度の広範な普及に努めるとともに、加入しようとする中小企業者が本制度の内容を十分理解できるよう留意すること。

二、中小企業事業団は、共済金貸付けに係わる諸手続をできる限り簡素化し、かつ、手続のために要する期間を極力短縮するよう努めること。

右決議する。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

法律

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「共済金」の下に「若しくは一時貸付金」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 掛金月額は、五千元以上八万円以下で五千元に整数を乗じて得た額とする。

第七条第二項第二号中「共済金」の下に「若しくは一時貸付金」を加える。

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該貸付額と請求の日において既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額との合計額が三千二百万円を超えてはならない。

第九条第二項第二号中「次条第五項」の下に「（第十条の二第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 倒産の発生の日の翌日以後で、かつ、納付期限の経過後に納付された掛金（前号に規定する増加分に相当する掛金を除く。）であつて、通商産業省令で定める期間を超える延滞があつたものの合計額

第九条に次の一項を加える。

4 事業団が共済契約者に共済金の貸付けをすべき場合において、償還を受けるべき一時貸付金

又は納付を受けるべき利子若しくは第十条の二第五項の違約金があるときは、事業団は、当該共済金の貸付額から次の各号に掲げる額の合計額を控除することができる。

一 当該一時貸付金のうち当該共済金の貸付けの時に当該一時貸付金がなかつたと仮定した場合に貸し付けるべき一時貸付金の貸付限度額を超える額

二 当該一時貸付金のうち前号の額に相当する部分の利子及び違約金の額

第十条の次に次の一条を加える。

（一時貸付金の貸付け）

第十条の二 事業団は、共済契約者が臨時に事業資金を必要とするときは、共済契約者に対し、その請求により一時貸付金を貸し付ける。ただし、貸し付けることとなる一時貸付金の額が少額であつて通商産業省令で定める額に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の一時貸付金の貸付額は、その請求の時に共済契約が解除されたと仮定した場合に支給すべき解約手当金の額の範囲内において通商産業省令で定める額を限度とする。

3 一時貸付金には貸付けに關し必要な経費を勘案して通商産業省令で定める率により利子を支拂し、その償還期間は、二年を超えない範囲内において通商産業省令で定める期間とする。

4 事業団は、一時貸付金の貸付けについて、担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものとする。

とする。

5 事業団は、一時貸付金の貸付けを受けた者が一時貸付金をその償還期日までに償還しなかつたときは、その者に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で償還期日の翌日から償還の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金を納付させることができる。

6 前条第五項の規定は、一時貸付金の償還期日後通商産業省令で定める期間を経過した後なお償還を受けるべき一時貸付金又は納付を受けるべき利子若しくは違約金がある場合に準用する。

第十一条第四項中「前条第五項」を「第十条第五項（前条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五項中「であつて償還期日を過ぎたもの、前条第三項の規定により納付を受けるべき」を「若しくは一時貸付金、納付を受けるべき利子若しくは第十条第三項若しくは前条第五項の」に改め、「返還を受けるべき共済金」の下に「一時貸付金」を加える。

第十一条の二第四項を次のように改める。

4 事業団が共済契約者に完済手当金を支給すべき場合において、償還を受けるべき共済金若しくは一時貸付金であつて償還期日を過ぎたものの、納付を受けるべき利子であつて納付期日を過ぎたもの、第十条第三項若しくは第十条の二第五項の規定により納付を受けるべき違約金又

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 特許法等の一部を改正する法律案外一件

は第十三条の規定により返還を受けるべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金があるときは、事業団は、当該完済手当金の額からこれらの額を控除することができる。

第十二条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前項の規定によりその地位を承継されることとなる共済契約者につき償還すべき共済金若しくは一時貸付金、納付すべき利子若しくは第十條第三項若しくは第十條の二第五項の違約金又は次条の規定により返還すべき共済金、一時貸付金、解約手当金若しくは完済手当金がある場合において、当該承継人等がこれらの償還、納付又は返還の義務を引き受けないとき。

第十二条第三項中「五万円」を「八万円」に改め、同条第四項中「二百十万円」を「三百二十万円」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 事業団は、前項の場合においては、その返還すべき額から次の各号に掲げる額の合計額を控除することができる。

一 償還を受けるべき一時貸付金のうち承継の時に当該一時貸付金がなかつたと仮定した場合に承継人等に貸し付けるべき一時貸付金の貸付限度額を超える額

二 当該一時貸付金のうち前号の額に相当する

部分の利子及び違約金の額

第十三条中「行為によつて共済金」の下に「若しくは一時貸付金を」「当該共済金」の下に「一時貸付金」を加える。

第十四条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「二百十万円」を「三百二十万円」に改め、同条第四項中「四十二倍」を「四十倍」に改め、同条に次の一項を加える。

六 共済契約者は、既に貸付けを受け、又は受けることとなつた共済金の額から既に償還した共済金の額を控除した額と第十一条第四項の規定の例により算定される掛金総額の十倍に相当する額との合計額が三千二百万円に達している場合には、事業団に申し出て、当該合計額が三千二百万円未満となるまでの期間に限り、掛金を納付しないことができる。

第十八条中「において準用する第十一条第五項」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第二項、第十二条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発生した倒産に係る共済金の貸付額の範囲については、なお従前の例による。

例による。

第三条 この法律の施行前に行われた共済契約の解除に係る解約手当金の支給については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前に共済契約者についてあつた相続に係る当該共済契約者の有していた地位の承継の承諾については、なお従前の例による。

〔降矢敬義君登壇 拍手〕

○降矢敬義君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進及び工業所有権制度の充実を図るため、国際出願制度を利用した外国からの出願について出願手続の改善を行い、また国内の特許出願等に関して優先権制度の導入、国際出願について欧州特許庁による国際調査を受けられる制度の採用等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国際出願の現状、優先権制度の導入に関する問題点、出願件数の増大等に対処する事務処理体制の機械化及び審査官等の人員確保等の諸点について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「わが国工業所有権制度全般にわたつて検討を加えること」等五項目にわたる附帯決議が行われました。

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案は、本年が少なくとも五年ごとに制度を見直すこととされる法律上の期限に当たること及び近年における倒産の動向等を踏まえ、掛金月額の最高限度額、掛金積立限度額及び共済金貸付限度額の引き上げ、契約者に対する一時貸付金制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、最近の倒産の動向、倒産関連中小企業の救済策、共済金貸し付けに係る諸手続の迅速化等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、「中小企業事業団は倒産防止共済制度の普及に努めること」等二項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第三 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年四月十一日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う必要な措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金としようとするものであつて、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年三月二十八日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第七十五号)は、廃止する。

日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十年法律第七十五号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政府所有株式の処分)

第二条 政府は、廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法により設立された日本自動車ターミナル株式会社(以下「会社」という。)が次に掲げるところによる資本の減少の決議を得た場合において、会社から政府に対し株式の買取りの申込みがあつたときは、これを受諾するものとする。

る。

一 資本の減少は、株式を任意に買い取つて消却し、発行済株式の総数を減少することにより行うこと。

二 減少すべき発行済株式の数は、政府の所有する株式の数以上とすること。

三 株式の買取りは、額面金額により行うこと。

四 株主が、会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、当該株式の売買価格に相当する金額を会社に対し無利子で貸し付けるものであること。

五 前号の規定による貸付金の償還期間及び償還方法は、政令で定めるところによること。

2 前項の規定により政府が会社からの株式の買取りの申込みを受諾して株式の売買契約が成立したときは、その時において、当該株式の売買価格に相当する金額は、政府が会社に対し無利子で貸し付けたものとする。この場合において、会社は政府に当該株式の代金を支払つたものとみなし、政府は会社に当該株式の株券を引き渡すものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に関し必要な事項(第一項第五号に定めるものを除く。)は、政令で定める。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日の属する営業年度及

び当該営業年度の前営業年度の会社の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書の運輸大臣に対する提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第五条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百六十五号中「日本自動

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案

車ターミナル株式会社」を削る。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君 ただいま議題となりました日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、日本自動車ターミナル株式会社法を廃止するとともに、政府所有株式を処分することにより、日本自動車ターミナル株式会社を民営化し、これに伴う措置として政府の出資金相当額を同社に対する無利子貸付金としようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党小笠原委員より修正案が提出され、討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

議員
中野 鉄造君 刈田 貞子君
坂山 映子君 大川 清幸君
桑名 義治君 馬場 富君
鶴岡 洋君 小西 博行君
伊藤 郁男君 太田 淳夫君
矢原 秀男君 藤原 房雄君
中村 鋭一君 井上 計君
沖 外夫君 中野 明君
三木 忠雄君 原田 立君
飯田 忠雄君 柳澤 鍊造君
山田 勇君 宮澤 弘君
杉山 令華君 堀出 啓典君
田代富士男君 黒柳 明君
和田 教美君 栗林 卓司君
柄谷 道一君 宮田 輝君
峯山 昭範君 多田 省吾君
高桑 栄松君 中西 珠子君
田淵 哲也君 三治 重信君
鳩山威一郎君 秦野 章君

二宮 文造君	鈴木 一弘君	田沢 智治君	内藤 健君
白木義一郎君	高木健太郎君	藤田 栄君	吉村 真事君
伏見 康治君	藤井 恒男君	吉川 芳男君	吉川 博君
関 嘉彦君	田中 正巳君	矢野俊比古君	前島英三郎君
中山 千夏君	木本平八郎君	倉田 寛之君	志村 哲良君
青木 茂君	下村 泰君	杉元 恒雄君	曾根田郁夫君
山田耕三郎君	秦 豊君	竹山 裕君	名尾 良孝君
喜屋武眞榮君	青島 幸男君	藤井 孝男君	岡部 三郎君
石井 道子君	石井 一二君	大木 浩君	岩本 政光君
浦田 勝君	大浜 方栄君	板垣 正君	井上 孝君
岡野 裕君	海江田鶴造君	松尾 官平君	下条進一郎君
工藤万砂美君	小島 静馬君	岩崎 純三君	大河原太一郎君
松浦 功君	福田 宏一君	伊江 朝雄君	遠藤 政夫君
仲川 幸男君	高木 正明君	金丸 三郎君	亀長 友義君
関口 恵造君	梶原 清君	北 修二君	斎藤 十朗君
高平 公友君	佐々木 満君	山本 富雄君	亀井 久興君
後藤 正夫君	長谷川 信君	大鷹 淑子君	大島 友治君
成相 善十君	堀内 俊夫君	安孫子藤吉君	平井 卓志君
井上 吉夫君	夏目 忠雄君	藤田 正明君	山内 一郎君
坂野 重信君	斎藤栄三郎君	土屋 義彦君	西村 尚治君
山東 昭子君	岡田 広君	初村滝一郎君	松垣徳太郎君
上條 勝久君	中村 太郎君	長田 裕二君	鈴木 省吾君
遠藤 要君	熊谷太三郎君	森山 眞弓君	村上 正邦君
源田 実君	加藤 武徳君	野末 陳平君	柳川 寛治君
蔵内 修治君	植木 光教君	宮島 晃君	水谷 力君
岩動 道行君	古賀雷四郎君	添田増太郎君	田 英夫君
中山 太郎君	大城 眞順君	出口 廣光君	林 健太郎君
江島 淳君	川原新次郎君	藤野 賢二君	星 長治君

松岡清寿男君	前田 勲男君
岩上 二郎君	谷川 寛三君
井上 裕君	田代由紀男君
森田 重郎君	穂山 篤君
林 寛子君	藤井 裕久君
降矢 敬義君	増岡 康治君
真鍋 賢二君	最上 進君
志苦 裕君	坂元 親男君
中西 一郎君	原文兵衛君
梶木 又三君	寺田 熊雄君
浜本 万三君	石本 茂君
嶋崎 均君	河本嘉久蔵君
山崎 竜男君	上田 稔君
野田 哲君	小山 一平君
梶原 敬義君	稲村 稔夫君
菅野 久光君	吉川 春子君
下田 京子君	糸久八重子君
久保田真田君	上野 雄文君
本岡 昭次君	佐藤 昭夫君
近藤 忠孝君	鈴木 和美君
山田 譲君	佐藤 三吾君
松前 達郎君	安武 洋子君
内藤 功君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	安恒 良一君
大木 正吾君	丸谷 金保君
久保 亘君	山中 郁子君
橋本 敦君	青木 新次君
対馬 孝且君	粕谷 照美君

国務大臣

片山 甚市君	目黒今朝次郎君
赤桐 操君	神谷信之助君
福岡 知之君	安永 英雄君
松本 英一君	竹田 四郎君
小笠原貞子君	市川 正一君
小野 明君	大森 昭君
矢田部 理君	中村 哲君
八百板 正君	瀬谷 英行君
秋山 長造君	上田耕一郎君
宮本 顯治君	
内閣総理大臣	中曾根康弘君
大蔵 大臣	竹下 登君
農林水産大臣	佐藤 守良君
通商産業大臣	村田敬次郎君
運輸 大臣	山下 徳夫君
郵政 大臣	左藤 恵君
労働 大臣	山口 敏夫君
国務 大臣	河本 敏夫君

議長の報告事項

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任	補欠
嶋崎 均君	吉川 芳男君

外務委員

辞任

補欠

水谷 力君	中山 太郎君
吉川 芳男君	嶋崎 均君
吉村 真事君	中西 一郎君

農林水産委員

辞任

補欠

中山 太郎君	水谷 力君
--------	-------

運輸委員

辞任

補欠

中西 一郎君	吉村 真事君
--------	--------

決算委員

辞任

補欠

小笠原貞子君	佐藤 昭夫君
--------	--------

懲罰委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君	小笠原貞子君
--------	--------

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

浦田 勝君	松尾 官平君
-------	--------

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締結について承認を求めるの件（関係第二号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被害者等援護法案（森井忠良君外十四名提出）（衆第一五号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づき昭和五十九年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき昭和六十年年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

昭和六十年四月十二日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任

糸久八重子君

補欠

安恒 良一君

運輸委員

辞任

安恒 良一君

補欠

糸久八重子君

決算委員

辞任

青島 幸男君

補欠

下村 泰君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名

官職後の氏名

異動年月日

防衛施設庁総務部長

梅岡 弘君

防衛施設庁次長

昭彦・四・六

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

防衛施設庁総務部長

平 晃君

商工委員

辞任

対馬 孝且君

補欠

安恒 良一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

小笠原貞子君

補欠

近藤 忠孝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

小笠原貞子君

補欠

近藤 忠孝君

同日議長は、内閣総理大臣から議長宛、防衛施設庁総務部長平晃君(四月八日議長承認)を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

近藤 忠孝君

補欠

小笠原貞子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

近藤 忠孝君

補欠

小笠原貞子君

外務委員

辞任

坂山 映子君

補欠

藤井 恒男君

大蔵委員

辞任

近藤 忠孝君

補欠

佐藤 昭夫君

社会労働委員

辞任

近藤 忠孝君

補欠

佐藤 昭夫君

商工委員

辞任

安恒 良一君

補欠

対馬 孝且君

運輸委員

辞任

糸久八重子君

補欠

安恒 良一君

通信委員

辞任

佐藤 昭夫君

記

異動前の氏名

官職後の氏名

異動年月日

厚生大臣官房會計課長

黒木 武弘君

官房審議 昭彦・四・二〇

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

厚生大臣官房會計課長

末次 彬君

同日内閣総理大臣から議長宛、厚生大臣官房會計課長末次彬君(同日議長承認)を第百二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

出口 廣光君

補欠

園田 清光君

吉川 芳男君

徳永 正利君

法務委員

辞任

園田 清光君

補欠

出口 廣光君

吉川 芳男君

外務委員

辞任

藤井 恒男君

補欠

坂山 映子君

社会労働委員

辞任

補欠

坂山 映子君

藤井 恒男君

通信委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

佐藤 昭夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 寺田 熊雄君 (寺田熊雄君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(閣法第二〇号)

法務委員会に付託

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(閣法第四五号)

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

農林水産委員会に付託

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

(閣法第六二号)

商工委員会に付託

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第七四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

農林水産委員会に付託

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

建設委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律案(閣法第四一号)審査報告書

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

- 一、議案の名称 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案(第百一回国会閣法第八三号)
- 一、公聴会の問題 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための

労働省関係法律の整備等に関する法律案について

一、開会の日 昭和六十年四月十七日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和六十年四月十一日

社会労働委員長 遠藤 政夫

参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年四月十二日 参議院会議録第十二号

三八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京三三三二(六六)
〒105

一定価
一〇円部